
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 一般質問を行います。
御手元に配付いたしました質問事項の順に発言を許します。
質問番号1番、2番 宮澤清士 議員。

○2番（宮澤清士君） おはようございます。それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、通告書のとおり、森林バイオマス地域熱電併給事業化に向けての木質原料の確保と今後の対策などについてであります。

町長は平成28年度の執行方針の中で、林業、林産業施策の中で、豊かな森林資源を基盤として、森林産業の振興を図るため、林業、林産業システムの革新を強力に推進し、計画的な森林路網の整備や木材の安定供給、雇用の確保・創出や、木材産業の経営安定化を通じ、地域の活性化に資するとともに、エネルギー自給を目指す森林バイオマス地域熱電併給システムを構築するため、六点の項目中、五点目の森林バイオマスエネルギーの推進についてであります。次の点について、町長の所見を伺いたいと思います。

既に、下川町ではバイオマスボイラーが稼働しておりますが、その使用量は3,000t程度と聞いております。原材料にして4,500tぐらいに及んでいるところでありますけれども、これらの熱電併給のための木質原料の確保について、どのように今取り進めているのかお聞きしたいと思います。

なお、二点目、三点目については、自席でさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。宮澤議員の一般質問に対しまして、答弁を申し上げたいと思います。

「森林バイオマス地域熱供給事業化に向けての木質原料の確保と今後の対策など」についての御質問にお答えをしたいと思います。

平成23年度に環境未来都市の選定を受け、森林バイオマスエネルギー利用を中心としたエネルギーの自給により、林業・林産業の活性化、雇用創出を含めた地域経済の活性化などを図ることを目的に、市街地における熱電併給システムの導入に向けた調査を進めているところであります。

熱電併給システムの導入のためには、木質原料の安定供給が重要であることから、木質原料の確保に向け、森林バイオマス原料供給体制構築調査を実施しております。

本調査事業におきましては、昨年9月と11月の2回、町民説明会を開催し、その後、町内の林業・林産業関係者等11社から原料確保等に関する聞き取り調査を実施し、聞き

取り調査を実施した 11 社と原料供給のための勉強会を 2 月に開催したところでございます。

木質原料の確保のためには、原木などの間伐材等由来の木質バイオマスを収集することが重要であることから、間伐材等由来の木質バイオマスを収集可能な町内の林業関係者等で準備会を設立し、木質原料確保について協議を進めているところであります。

御質問の「熱電併給のための木質原料の確保」につきましては、町内関係者の聞き取り調査の中では、10,000 t 程度は見込めるとの調査結果がでていいるところでございます。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） ただ今、答弁が行われたところなんですけれども、11 社から聞き取りをしているということなんですけれども、今現在、町内の町有林が 4,700ha…これは国有分収林も含んでいるわけなんですけれども、それから私有林が 4,000ha。この中から、今現在、生産されている素材、当然間伐材も含めてなんですけれども、その量はどのぐらいなのでしょう。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） お答えいたします。今現在、町有林、それから私有林から出ている原木の量としては、約 20,000 m³でございます。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 20,000 m³ということなんですけれども、その 20,000 m³のうち、全てが熱電併給に回る原料では当然ないと思います。このうち間伐材がどのぐらいあるのか…半分もないと思うんですね…となった場合に、11 社の中で 10,000 t 程度は見込めるんだということなんですけれども、この見込量というのは、調査結果なんですけれども、ちょっと難しいのかなと僕は思うんですけれども、この 10,000 t 程度の量を見込めるというのは、あくまでも町内ということなんでしょうけれども、町内で果たしてこの 10,000 t 確保するということが可能なのでしょうか。お願いします。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 11 社の聞き取り調査の中で出てきた数字でございますので、現状は確保できるというふうに考えてございますけれども、なお一層細かな調査を今現在進めているところでございます。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今、課長の方から答弁があったわけなんですけども、今、現に町内の稼働しているボイラーで3,000 t、原材料において4,500 t、それに今度…先ほどの答弁の中にもありましたように、熱電併給をすれば20,000 m³ぐらいが必要だということでしたね。そういうことであれば、町内での原料の確保というのは、かなり黄色信号が点って、赤信号に近い状態でないかな…町内で確保するにはですよ…なのかなと思います。そして、電気だけであれば、燃料が無くなった場合は電気が止まって…町内の電気が止まっても、北電などから供給される電気で購入するんですけども、熱の供給となると、燃料がそこで終わったら、そこでストップしてしまいますよね。そういうことを鑑みても、そのへんが果たして…今、課長の答弁にあった量では、かなり厳しいと思うんですけど、そのへんはどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 今、計画をしております熱電併給システムの発電量でございますけども、今現在、2,000kw以下ということで計画、調査をしておりますが、それに必要な原料としては約20,000 tを計画予定をしております。さらに、今現在、木質バイオマスで公共施設のエネルギーをつくっておりますが、それが年間3,000 tということで、11社の調査では年間10,000 tでございますので、当然町内だけでは足りないということで、道北エリアの森林資源が下川町に集まる仕組みですとか、さらに国有林ですとか道有林と協議をさせていただきながら、原料が集まる仕組みをつくってきたいというふうに考えてございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 言っていることはよく分かるんですけども、仮に町外に求めるとなっても、隣の美深町においてもバイオマスのボイラーを設置して、現に稼働しているんだっただけかな…近隣の市町村でも計画が進んでいる中で、そして皆さん知ってのとおり、北海道で大手企業が三社、発電に取り組むわけなんですけども、三社で89,000kWぐらいでしたか…電力量が、それが実際、年間必要としているバイオマスの量が…これ新聞報告ですから、実際のところはどうか知りませんが、これが多いのか少ないのか分かりませんが、600,000 m³というような報道がされているわけなんですけども、これもですね、それぞれの大手各社は、木質だけでは間に合わないから、ほかの化石燃料なり、活性炭を使ってですね、何でも燃やせるといったら語弊があるかもしれませんが、そういう化石燃料を燃やせるバイオマスボイラーで対応していますよね…計画していると思うんですけども、下川町はやはり木質専門のバイオマスボイラーということなんですかね。

木質専門のバイオマスボイラーであれば、近隣の状況を鑑みてもですね、町外から原料を確保するというのは、町内だけでは、かなり…今の毎年50haの町有林の主伐計画、それから私有林から生産される素材生産からみても、町内での確保はかなり厳しいものがあるのかなと思うんですけども、再度、質問したいと思います。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 今現在、町で計画をしておりますのは、あくまでも木質原料で熱電併給を行っていくということでございます。今、宮澤議員が仰られたとおり、本当に町内だけでは足りないということでございますので、この原料の確保については、町外の事業者も参画していただけるようにこれから調整をさせてもらいながら、原料が集まる仕組みを構築していきたいというふうに考えてございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番(宮澤清士君) それぞれの方面に協力依頼をしていくということなんですけども、それが本当に可能なのかどうか。下川が先行してやっているのであれば可能かもしれません。先ほどいったように、もう既に600,000 m³必要だといって三社が原料を各方面から集めているようです。それでも道内で量を確保するのが難しいということで、ほかの…化石燃料も併用できるボイラーを予定して、稼働に向けて…稼働しているところもありますけども、そういう方向で進んでいるんですけども、聞くところでは、紋別辺りでは、今利用しているだけで一年分は何とかなるんだけど、二年目以降はちょっとどうなのかなと言っているような話も聞いております。正式な情報ではありませんけども、かなり信頼できる話ではないのかなと思います。そういうことからみても、確かに下川町は熱電併給に向けて取り組んでいるということに…決してブレーキを掛けるという意味で言っているではありません。今一度、立ち止まって、やはり下川町の林産業の川下対策をきちっと整備する中で、改めて間をおいて、再度、林産業の方たちとも話し合ってくださいね、解決方法に向けてこれから取り進んでほしいと思います。

それからですね、仮に熱電併給事業が進んだ場合に、公共施設にも供給していくと思うんですけども、そうなった場合、今、公共施設で稼働している…庁舎のボイラーもそうなんですけども、小学校、中学校、病院、あけぼの園、あるんですけども…全てが熱電をひけるかどうか分かりませんが、そうなった場合にそれらのボイラーをどのように利用していくんでしょうか。お願いします。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） まず前段のお話でございますが、一旦立ち止まってというお話もございましたけれども、町としては立ち止まることなく、きちっと関係機関、それから事業者とも協議、または情報収集に努めながら、一歩ずつ進めていきたいというふうに考えてございます。

二点目のお話でございますが、今現在、公共施設に導入されているボイラーに、新たに熱電併給施設ができあがって、熱導管も含めた熱利用が始まったときに、既存のボイラーをどうするかということでございますが、既存のボイラーについてはバックアップ用として置きますし、さらに熱需要の大きな時期にはそのボイラーを稼働させていくという考え

で、常に使っていくというかたちで考えてございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 原料徴収の取組に向けて、立ち止まることなくやっていくということなんですけれども、本当にですね…これもしでできなかったとき、量が集まらなかったとき、稼働して一年目の原料は集まると思います。二年目、三年目の原料が確保できなかったら、その熱電併給施設が遊休施設となったら大変なんですよね。やはりそうならないためにも下川町内の林産業の川下対策をきちんと整えてですね、それをすることが…今全然そういうことをしていないというわけではないですよ、さらにこれからそういう取組を進めていって、それからこの熱電併給事業…立ち止まるといっても永久に立ち止まれというのではなく、少し冷却期間をおいて、もっと町内林産業界の意見を聞いて取り組んでいくべきかなと思います。また、下川町外の協力…本当に可能なかどうか、そのへんもきちっと調査した上で、この熱電併給に取り組んでいくべきだと思います。

それから、現在稼働中のバイオマスボイラーをバックアップボイラーにするということなんですけど、いつ熱電併給のボイラーが止まって、それが事前に分かるのであればいいんですけど、そういう時はおそらく急にそういう状態が発生すると思うんですね。その時に重油ボイラーあたりでしたらスイッチを入れれば直ぐ立ち上がるんですけども…直ぐではないにしても、木質バイオマスボイラーよりずっと早く立ち上がると思うんですけども、それもちよっと…非常に疑問に思うんですよ。せっかく多額の投資をして設置したボイラーが、新たな施設…それは20年も30年も経ってからならいいです、まだ設置してから10年も経っていない、そういうものをバックアップボイラーに併用していくんだという考えはちょっといかがなものかなと思うんですけども、そのへんについてお願いします。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 止まっているバイオマスボイラーを…熱電併給施設が止まったとして、それをバックアップにするということですが、立ち上げる時間的には3時間から4時間程度、さらに貯湯槽もございますので、熱を受給する側にとってはそう大きな迷惑を掛けないのかなというふうに思っております。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） そういう心の中はよく分かるんですけども、もしこれを稼働するよとなった場合、今の原料製造施設、あの施設の規模はあれで間に合うんでしょうか。土場はかなり広いからいいのかなと思うんですけども、土場についてはどこか他所に仮置きということもできるんでしょうけれども、現に製造している施設ですね、ストックヤードとか、能力的に…聞いたところでは今の新しい破碎機であれば大丈夫かなというように

思ってるんですけど、問題はストックヤードですね、そのへんがちょっと心配なんですけどもどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 確かに原料の貯木場…ストックヤードについては広い方がよろしいわけですが、仮に原木を生のまま持ってきて、大体含水率を下げるために3か月から半年程度置いてと考えると、今の状況では大体約2ha程度の面積があれば原料をストックできるというふうに考えてございます。ちなみに今現在ある木質原料製造施設の広さは、約1.5ha程度でございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） スtockヤードについてはどうなのでしょう。原料のストックヤード…破碎した原料の…製造した原料を置いておくストックヤード、そのスペース。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 含水率を下げて、そして木屑にしていって、それを直接熱電併給施設の方に投入していきますので、そう大きなですね…木屑の燃料用チップのストックヤードは必要がないのかなとは思っていますが、詳細についてはまだまだこれから検討していかなくてはならないところだというふうに考えてございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） ただ今、課長から説明あったわけなんですけども、是非ですね…この件については、まだ稼働するかどうか正式に決まったわけでは…この事業のゴーサインが出ているわけではないんですけれども、仮に稼働した場合に、先ほど言ったような諸問題が起きないように、特に原料が集まらない、Aという町村に協力を依頼していたんだけど、蓋を開けてみたら駄目だったとか。そういうことにならないように、十分熟議を重ねてですね、そして町内林産業界の同意も得て、プラス町民の理解、当然それには議会の議決も必要なんだろうけれども、全ての人に、それならやってもいいんじゃないかというような答えを是非見出してほしいと思いますが、そのへんは町長どうでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 課長が答弁しましたので重複してしまいますけども、いずれにしても、この原料確保については、精度を高めていかないと、しっかりした計画実行ができていかないのではないかなと考えておりますので、いずれにいたしましても町内だけではなくて町外にもですね、そのへん担保できるような、そういう調査をしっかりやってまい

りたいと思っています。さらに、20,000 tだけではなくて、余裕のある確保が必要じゃないかと思っておりますので、そういうところも含めて今後調査と研究を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 一番目の原料確保についてはですね、町長並びに課長から答弁がありました。そのとおりですね実現に向けて、やっちゃって後からやっぱり駄目だったということのないように、しっかりした議論を深めて、皆さんの賛同を得るように努力をしてほしいと思います。

それでは、次に二点目のですね、これに伴いまして、事業参画企業等との推進についてということなんですけども、その進捗状況についてでありますけれども、この企業は町内限定なのか、それとも町外企業なのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 町内の企業をまずベースにきちっと考えていってですね、町内でそういう事業者が見出せない場合は、次には町外へ求めていかなければならない場合もあるかと思います。いずれにいたしましても、町内事業者にしっかりと説明をいたしまして、そして参画していただける、そういう方向をつくってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 現状において10,000 t程度の原料の確保が見込める状況ですので、それ以上の原料が必要となる場合は、町外企業からの協力も必要となっているんですけども、現状では10,000 t程度の原料の確保が見込める状況ですので、それ以上の原料…10,000 t以上の原料の調達が可能になった場合は町外企業に協力を求めていくということなんでしょうか。お願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 10,000 tが今、町内事業者の中で用意できるということでありましてけれども、いずれにしても、今計画されている必要量としては20,000 tぐらい必要ですので、10,000 t差し引きますと残り10,000 tが不足しております。そういう意味では、町外事業者に求めていくことになるんじゃないかと思えます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） それでは、今までに町内事業者とどの程度の話し合いを行って

るんでしょうか。お願いします。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） まず町内 11 社の事業体の皆様には 2 回ほど…町民の皆様も含めてですが説明会を開催させていただきまして、具体的に集めると…集めようと言っていた事業体については 2 回ほど…その原料を集めるための準備会も含めてですけども、集まっていたいて議論をしているところでございます。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） まだ 2 回程度ということなんですけど、まだまだ必要なんですから…これからそういうことが。数多い会議をして、議論を深めていってほしいと思います。

もし、町内事業者が駄目で、町外事業者となった場合、町内事業者が駄目だったから直ぐ出掛けていって町外事業者に声を掛けるということが、あまりそれが可能だとは思わないんですけども、答えられる範囲で結構です。町外事業者で、この事業体というのがわかっておれば、話せる範囲で結構です。まだ確定していませんというのであればそれでいいんですけども、そのへんについてはどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 前段にも申し上げましたけども、今現在、町内だけではなかなか原料を集めることができないというふうに判断しているんですが、その中で町外の事業体も入っていただいて、一つのグループ…企業体をつくっていただいて原料を確保するというを目標していきたいというふうに考えてございます。今現在ですけども、町外の事業体…名前は差控えさせていただきますが、何社かいろいろお話などもさせていただいている事業体もございます。ただ、どれだけ集まるかという数量のところまではまだまだいっていませんので、これからの議論、また情報交換だというふうに考えてございます。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 前向きにそういう調査を行っているということなんですけども、もし仮にこの熱電併給施設が稼働した場合に、町内の雇用はどの程度見込めるんでしょうか。新たに増える雇用ですね。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 熱電併給施設を動かすためには、はっきりとした数字ではないんですが約 10 名程度かというふうに考えます。さらに原料を集める事業

体、またそこに携わる雇用の確保も生まれてくるというふうには考えてございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 課長の答弁で理解はできました。是非、前向きにそのへんの調査は進めていってほしいと思います。あとで困ったということにならないように、この件については町民もすごく関心を持っているとっておりますので、そのへんは慎重に取り進めていってほしいと思います。もし駄目ならどうして駄目なのか、そのへんも…駄目であった場合ね、そのへんは町民に速やかに説明できるようにしていってほしいと思います。

それから、三点目の、新たな自然エネルギーの開発についてでありますけれども、現に太陽光エネルギーとか、美桑でヒートポンプとか、一の橋ではバイオマスガスのプラントが稼働しております。それ以外に、町内にも今回新しく…クラスター推進事業などで規模拡大をする酪農家もいるんですけども、そういうところもこのバイオマス発電にはちょっと興味を示しているようでありますので、そのへんも含めて、町がそのへんは是非大きな協力をしていってやってほしいなと思います。

それから、今、下川では、非常に…今年もそうですけども雪が多くて、非常に厄介者にされております。この雪を利用してですね、雪氷熱のエネルギーを利用してですね、雪氷熱の予冷庫だとか…今度は駅前にもちおこしセンターもできます。それからまだどのようになるか分かりませんが、計画しております地域商業再生に向けての宿泊施設ですね、そういうものができるようですけども、そういう施設に雪氷熱を利用して…早い話クーラーのような…建物の中の冷房に供給するような施設も是非必要でないかと思えます。

それから、8月末でしたか、うどん祭りをやるわけなんですけど、そういうものがあれば夏にアイスキャンデルだとか、そういうものも展示して、町外から人を呼び込めるといようなことも可能でないかなと…これは持論で前からこのようなことを思っているわけなんですけども、それからあそこにはJ A北はるか下川支所が野菜の選果をやっております。そんなことでその予冷庫にもそういう冷熱を送って、そういう野菜の貯蔵とか、そういうものに利用できないのか。それには、昔の人がよく…農家の人が野菜畑に…家の横に雪室をつくってですね、野菜を保管していました。

今もしている人がいますけども、非常に雪が降ってから掘って食べてみると旨みが増しているというように、そういう状況もあります。ですから、農協あたりでも夏場ですね、アスパラでもトマトでもそうなんですけども規格外品、特にちょっと差別化されて値段的に安いようなものもあります。そういうものを施設で保管してみて、その鮮度がどういふふうに変化するのか、トマトであれば糖度がどのようにのっていくのか、アスパラも同じですね、旨みがどのように増していくのか、そのへんの調査もですね、新たな自然エネルギーを開発するというので、そういう考えも必要ではないかと思えます。これからの下川の産業を構築していく上でも必要だと思いますので、そのような考え方があるのかどうか、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私は詳細に過去の例を知り得ておりませんので、正しい答弁にはならないと思いますけども、道内でもいくつか雪氷を使つての運用をしているところがあるようであります。ただ、聞くところによるとやはりその設備投資、あるいはまた利用期間、さらには維持費、こういうところに非常に負担が掛かっているという話も聞いております。下川町でも一時、雪氷を使つての研究をしたことがあるようでございますけど、ちょっとその結果については、私、熟知しておりませんけれども、いずれにいたしましても自然エネルギーのうちの一つではあると思いますので、そういう研究することが必要かどうかというのを少し調べてみたいなどは思います。私も過去に室蘭工業大学の雪氷の専門家といろいろと議論をしてきて、美唄でのマンションですとか、沼田での米の貯蔵とかですね、いろんなところを視察させていただいたこともあります。ただ、その後あまり普及していないというのも実態であります。そういう意味でも、今言いました費用面、あるいはまた維持費等のコストのところはどういう具合になるのかというのは、少しそういうところも確認していく必要があるんでないかなと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） バイオマス発電とかそういうのは今、現に一の橋の酪農家が…法人がやっているように、あれは非常に可能性のあるものだと思います。ただ、雪氷熱については、沼田町の米の予冷库とか、あんな大々的なものは必要ないのかなと思います。ただですね、駅前に産業連携の場としてまちおこしセンターもできます。それから今計画している新たな事業もあります。そういうところでも当然、予冷施設とか、宿舎あたりでは当然食材も扱いますので、そういう食材を保存していく、そんな大々的なものでなくてもいいと思います。それから夏場の祭典をやるときにですね、夏場なのに下川へ行けばアイスキャンデルが見れるというような、そういうキャッチフレーズで呼び込めば、町外からかなりの入り込みの客も来るんでないかなと思います。そういうことで是非…是非といえればちょっとあれになるかもしれませんけれども、是非そのへんは可能性を含めて、可能であれば調査を進めていってほしいと思います。

それと、ヒートポンプなんですけれども、今、美桑でヒートポンプが設置されているわけなんですけど、これについて今後ですね、町内であと数箇所予定があるように聞いているんですけども、そのへんについてお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ヒートポンプについては、美桑で既に実施済みでありますけども、現在、建設中のまちおこしセンターで、今、ヒートポンプを整備しているところであります。さらに、今提案させていただいております予算の中での宿泊交流施設、これについてもヒートポンプを考えているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今、町長の口から、まちおこしセンターでヒートポンプという話を聞いたんですけども、僕もどちらかというと記憶力がよくないほうなのであれなんですけども…なにか初耳なような気がするんですけども、このへんはどうなのでしょう…まちおこしセンター設計に当たって、このような話、当初から…途中からを含めてもいいんですけど、そして実際の…これを議会で承認したその時点で、このヒートポンプという話はあったんですかね。お願いします。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） ヒートポンプにつきましては、当初から自然エネルギーという分野で着目しておりまして、現まちおこしセンターでもその効果を高めたいということで設備を考えておりました。説明につきましても、以前よりお話していたことと思います。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） この件について、言ったとか、聞いたとか、聞かなかったとか、そういうことは差控えたいと思います。

それから、今、北電がですね、当然町長も聞き及んでいると思うんですけども、LNGですとか、液化天然ガス、それで大規模な発電計画をしているようであります。これから電力においても、また再生可能エネルギーではなく、そういう新たなエネルギーを利用した電力の開発がこれから進んでくると思います。ですから、こういうことも踏まえてですね、熱電併給の関係もそうですけれども、是非、そういう情報網を取り入れて、今後とも慎重に発電については取り組んでいってほしいと思います。北電がそういう計画をしているということは聞いていますか…是非ですね、今進めている熱電併給事業について、十分そのへんの調査をした上で、これは絶対可能だということが…原料の確保も含めてですね、できなければ着手するべきでもないと思いますので、是非そのへんを十分…周りの情勢も勘案して、調査して、町長の正しい判断をこれからもお願いしたいと思います。

これで、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで宮澤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、事前通告いたしました内容について、一般質問を一問一答方式で行いたいと思います。

この一般質問の通告書を提出した日が3月11日で、東日本大震災からちょうど5年目の日でした。地震・津波、そして原発事故が重なる未曾有の大惨事でしたが、過去形ではなく、現在進行形の感が否めません。東日本大震災から5年という節目に当たり、町長に次の三点について見解をお伺いします。

一、日本を代表する「環境」自治体の長として、東日本大震災をどのように捉えている

か。

二、下川町の個人・団体等の被災者・被災地支援をどのように把握してるか。

三、内部被曝に対する認識、特に子供たちへの影響についてどのように捉えているか。

以上お聞きします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員の「東日本大震災から5年にあたって」についての御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、東日本大震災は死傷者数において2万人を超える被害を出しながら、いまだに多くの行方不明者がおられることや、津波によって被害を受けた土地・建造物や各種施設などの復興対策、原発事故の放射性物質汚染による避難住民の帰還問題や除染対策など、事故から5年を経過した現在でも、多くの問題・課題が山積しており、復興の途中段階にあると認識しているところであります。

御質問の一点目の「東日本大震災をどのように捉えているか」についてであります。東日本大震災は、人的・物質的に甚大な被害をもたらすとともに、環境面におきましては、膨大な量の災害廃棄物の発生問題、原発事故に伴う大量の放射性物質による環境汚染問題などから、日本のそれまでの災害対策と環境対策に大きな課題を突き付けたと感じているところであります。

この様な中、本町は、国の「環境未来都市」の選定を受け、資源・経済・社会の持続的な発展をテーマに、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指しており、より良い社会と環境を子供たちの世代に伝えていくとともに、自然災害に強いまちづくりに努力をしていく必要があると考えているところでございます。

御質問の二点目の「下川町の個人・団体等の被災者・被災地支援」についてであります。被災者の下川町への避難につきましては、平成23年に1世帯4名の方が町内の親族のもとに、2世帯5名の方が一時避難として町有施設に滞在されておりましたが、滞在期間は数週間から3年程度となっており、現在、避難者はいないところでございます。

支援につきましては、平成23年3月と4月に、2名の消防職員が上川北部消防の一員として現地で救急業務にあたっております。町としても、全国町村会を通じ職員の派遣協力を申し出ておりましたが、派遣には至っておりません。また、平成23年には、町及び町内の個人からの義援金及び支援物資を被災地に届けているところでございます。

その他の支援活動としては、平成23年から「ふくしまキッズ下川実行委員会」及び「町内NPO」が被災地の子供たちを受け入れ、夏の間、下川の自然の中で過ごしてもらうなどの活動を継続的に実施しており、町といたしましても、公共施設やバスの無料利用などのかたちで支援しているところでございます。

御質問の三点目の「内部被曝に対する認識・子供たちへの影響」につきましては、放射線の影響により、子供たちに「甲状腺がん」の危険性が高まるとされておりまして、そのための調査が国により進められていると聞いております。

いずれにいたしましても、福島において、現在、多くの子供と家族が「がん」への恐れと不安に怯え、苦しんでいる事実がありますので、一日も早くその不安を取り除くことが必要であると考えております。

以上申し上げまして答弁いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、まず一点目の、日本を代表する「環境」自治体の長として東日本大震災をどのように捉えているかについてですが、答弁の中では特段触れられませんでした。下川町は環境未来都市として森林バイオマスを核にした自然エネルギーの実践に取り組んでおります。一方で、原発事故を受けて、そういった自然エネルギーへの機運が高まったにもかかわらず、今、政府は原発の収束をみないままに再稼働に向けて進んでいるところがあります。あと、昨年パリで国際会議が開かれまして、温暖化対策について国際的な合意がなされたところですが、日本政府は石炭による火力発電を、今更感がありますが、また取り組もうとしている、そういった計画も聞いております。そういった国の動きに対しまして、一方で国の指定を受けながら、この自然エネルギーを進めている自治体の長として、そういった状況をどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 原発の事故の話については、先ほど答弁させていただきまして、非常に残念な結果になっているところがございます。今、国が進めておりますエネルギー政策についても、下川町としてはこの自然エネルギーを少しでも多く生み出すことができるような、そういう地域として努力はしてまいりたいなと思っております。また、原発稼働について、全国の首長の中でも反対運動をしている首長もおりますけれども、もう少しそのへんは現実をみながら我々としてはそのへんをみていく必要があるのではないかなと思っております。

道内でも現在は原発が稼働しておりませんので、その代替として火力発電として道民の中に供給されているようでございますので、そういう実態もしっかり注視しながらですね、下川町としては下川町の進む道をしっかりと行っていきたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 現実的な回答であったかと思えます。反原発の機運が非常に高まりましたが、やはり原発に代わるエネルギーを提案できないままでは切り換えることができないのであって、それは私たち下川町が取り組んでいるような取組をさらに前進させて、モデルをつくることによってしか置き換えができないということで、今後もさらに今の取組を進めることが、この日本の課題を解決することに繋がると私も考えております。

それで、下川町の被災者・被災地支援の状況についてまとめていただきましたが、現在進行形のものはないと私も考えております。一方で、町長の答弁の中で、現状、福島において非常に苦しんでいる事実があると。一方で、福島キッズの取組も5年を節目に、一旦、今までの流れの中での取組は終了しているところがありまして、ところがやはり現在進行形で苦しんでいらっしゃる場所もあります。被災直後は民間の人たちの頑張りの中でやってきた面もありますが、なかなか現状、下川町に暮らす人たちも日常に精一杯の中で継続的な支援が難しい部分もあります。そういった段階だからこそ、今、国の多くの資金も得ながら率先して取り組んでいる環境自治体としてですね、こうした方々への支援を改めてこの段階で継続的に模索するのが、長期的にみてこの下川町の名を高めることになるのではないかと考えていますが、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 過去に全国町村会、北海道町村会を通して、そういう申し入れをした段階で、おそらく調整がされたのではないかなと思います。町の規模、下川町に置かれている行政職員の数とか、そういうのをおそらく考えての最終的な判断がなされたのではないかな。ただ人が行けばいいというものではありませんので、そのへんは今後もいろいろと関係機関と相談しながらやっていく必要があると思っております。その一方で、心配されるのは、5年も経ちますと、この事故についての社会的な評価というか評判というのが段々薄まってくるということが危惧されております。最近ではNPOが、当時、事故が起きた時には相当数入っておりましたけど、現在は本当に僅かな人だけ支援をしているということで、こういうところがやっぱり社会風潮の中にあるというのが非常に恐ろしいことだなと思っております。現状はおそらく、最近ちょっと東北の方はみておりませんが、まだまだ被災地の中で復興していかなければならないところがたくさんあると思っておりますので、そういう意味でも、そういう関係機関と下川町として何ができるかというのはいろいろと問題提起をしていきたいなと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 5年の節目で様々な検証など行われておりますので、そういったものを情報収集しながら今後の支援については是非御検討いただければ、私自身も考えていきたいと思っております。

多少前後しますが、放射性物質の影響について、森林が特に長期的な影響が強いであろうというところがありますが、その放射性物質の日本の森林への影響について、どのような現状把握でいらっしゃるかお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私の知識ではそこまで把握しておりません。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 私も詳細について調べたわけではありませんが、森林に関しては除染が難しく、そして木の内部に放射性物質を取り込むということもありまして、では取り込んだ森林資源を使えるのかということと非常に困難な問題もあって、日本の森林資源の循環のサイクルが崩れてしまうのではないかと。顕著なところが椎茸など茸類…菌類ですね、それについては非常に放射性物質の濃度が高いということで、流通が制限されている部分があります。そうした全国の流れの中で、放射性物質の被害が総体的に少ない森林…北海道下川の森林資源が果たす役割が大きいのかなと考えておりまして、そういったこともちょっと今後含めて御検討いただければと思います。

それで、内部被爆のことについてですが、甲状腺がんの危険性、リスクのことも、今研究が進んでおりますが、チェルノブイリの例もあって、やはりこれは大変危険なことであろうと。そしてこの放射性物質、内部被爆に関しては、福島であろうとどこであろうとこれは土地的なことは関係なく、何を口に入れて取り込んでいるのかということによりますので、流通についてきちんとした把握をしながらやる必要があると思います。

それで、今、子供たちの給食について、どのような配慮がなされているのかお伺いします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。平成24年の第1回定例会でも同じような御質問があったかと思いますが、学校給食につきましては、下川町給食施設食材検収基準に基づきまして、納品の日時、数量、生産地、期限表示、鮮度、包装状況、異物の混入など、納品の際に検収をしております。食品衛生法に基づきまして、その基準で販売されていることから、調理場での測定は不要という考えで継続をしております。

今回、この御質問をいただいた中で、私もちょうと調べさせていただきましたけれども、首相官邸からでております東日本大震災の対応の中では、こういった食品に関して記載をみますと、今お話いただきました茸類であるとか、あるいは野生動物…特に猪であるとか、特にセシウムというのは134と137がございますけれども、肉に集まる性質があると、あるいは川魚を食べたというような方から出口チェック…ホールボディカウンターという調査方法があるんだそうですけれども、そういった方が内部被爆として出ているケースがあるというふうに承知をしております。この首相官邸での広報と、それから専門家による認識というのは、少なからず開きがあるというふうに私も認識をしております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 国の方針と専門家の見解に開きがあるという認識ということで、それについてはより子供たちのリスクを減らす方向の考え方を採用していただきたいと思っております。

それとも関連しますが、下川町の子供たちの給食については、できるだけ下川産の物、下川産の物で調達できなければできるだけ近隣、この周辺の物、道内の物という基準を設けてやることによって、それは地産地消でもあり、子供たちの安全安心、親の安全安心にも繋がります。そういった基準で食育の計画と整合性をもって取り組んでいただければと考えております。

今、話には出ませんでしたでしたが、魚については、特に深海の方に近いより深い深度の環境の中で生息している魚については放射性物質を蓄積しやすいということで、さらに産地についても獲れた海域ではなく、水揚げされた港での産地表示になっておりますので、これについては見分けがつかない状況。環境NGOが抜き打ち検査すると、かなり高い濃度の魚もみられる…^{たら}鱈などそうですが、そうした点から、給食のメニューについても引き続き配慮が必要だと私は考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 今、御指摘をいただきましたように、私も申し上げましたが、首相官邸での広報の内容と、やはり甲状腺がんなど含めまして、子供さんに対する影響というものが危惧されているということは事実でございます。そういったことを私も認識をしながら、今後の適切な給食提供に努めてまいり所存でございます。

やはり子供さんに関してはですね、大人と違って別格に物事に対応する必要があるというふうに認識をしております。特に子供さんの方が放射線の影響を受けやすいというのもこれ事実であります。ただ、政府広報によると、そのセシウム 134 と 137 とありますけれども、137 の方は無くなるまで約 30 年かかると言われています。それからヨウ素の方は短期間で消えるというふうに言われてますけども、やはりそういう危険性があるものがこの国内にあるということですので、十分に認識をしていく必要があるというふうに考えております。特にお話いただいたように、地産地消…地元の物を食育に活用して行くというのは今後も継続して進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 認識については安心できる認識だと判断しましたので、今後の取組について進めていただきたいと思っております。

一点目の東日本大震災から 5 年にあたっての質問については、以上で終了したいと思っております。重ねての話になりますが、今、下川が環境未来都市を中心に取り組んでいる取組が、この日本の復興の下支え、希望になると思っておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、二点目、自治の総合化について、お伺いします。

総合計画後期実行計画では、総合的な土地利用計画がないまま住宅施策が縦割り行政の中で個別に計上されたり、今定例会に当たっては、産業振興に関する条例見直しは林業分野と中小企業分野と同時に進行したにも関わらず、総合的な産業振興の観点で再編成され

ることなく提案されるなど、下川町の自治全般にわたり、総合化の視点、俯瞰的なグランドデザインの視点が不足しています。

そこで、町長に次の二点について見解をお伺いします。

一、自治の総合化についての現状とあるべき姿について。

二、自治の総合化についての現状とあるべき姿の溝を埋めるための具体的な方策について。

以上お伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員からの「自治の総合化について」の御質問にお答えしたいと思います。

質問の一点目でございますが、「自治の総合化についての現状とあるべき姿について」でございます。

下川町におきましては、「目指す将来像やまちづくりの方向性、町政運営の指針」として、平成 23 年度を初年度といたしまして、平成 30 年度を目標年度とする、第 5 期下川町総合計画を基本として計画的な行財政運営を実施しているところでございます。

計画の中で、「森林と大地と人が輝くまち・しもかわ」を将来像としており、「産業振興と雇用機会の創出」、「少子化高齢社会に対応したまちづくり」、「森林共生低炭素社会の創造～環境モデル都市の推進～」、「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」、「持続可能な地域社会実現のための地域力向上」の五つの政策と、これらを包含する「環境未来都市～人が輝く森林未来都市しもかわの具現化」を、どの分野においても重点政策として、町政の共通テーマとしてまちづくりを進めているところであります。

このように、総合計画に基づき、各課横断的な連携を視野に各種施策に取り組むとともに、それぞれの施策を六つの基本目標に体系化して、分野別に施策を推進していくこととしております。地域の課題解決と持続可能な地域づくりを進めていくためには、今後のあるべき姿として、総合的な視点に立った各分野横断的な議論を活発化していくことが必要であると感じているところでございます。

冒頭にお話のありました土地利用につきましては、今後、町におきまして基本的な方針を策定し、計画的に進めることが必要であると考えております。

総合計画は広い意味でのまちづくりの方針を示すものでございまして、計画の策定については、そのうち特に市街地づくりに関わる事柄、土地利用、道路、公園、上下水道などの基本推進方針を、住民参加と理解の下に策定を進めてまいります。

御質問の二点目でございますが、「自治の総合化についての現状とあるべき姿の溝を埋めるための具体的な方策について」であります。が、「自治」とは、文字どおり自分たちでまちを治めることであります。

地方自治は、その地域社会の住民の意思によって行われる「住民自治」と、独立した団体としての意思決定と責務がある「団体自治」という二つの概念を持っております。

先ほど申し上げましたように、住民自治、団体自治の両面において、総合的な視点と各

分野横断的な議論による取り組みが必要であると感じているところであります。

住民自治という視点では、一例を挙げますと、公区による敬老会の開催、助け合いチームや独居高齢者宅の訪問活動、環境美化活動、防災訓練の実施などが、各公区において自主的に実施されているところであり、住民活動の活発化が地域の自治力を高めていく大きな要素の一つであると考えております。

団体自治の視点では、政策決定過程における各分野横断的な議論と総合的な視点での行政運営が最重要課題であると認識しており、町長就任後、町内各団体の御協力をいただき、産業連携会議を開催するとともに、庁内関係課による福祉医療連携会議を開催するなど、課題の共有、共通認識を図り、課題解決のための議論を進めてきたところでございます。

今後におきましても、住民自治の視点では、住民活動が活発に行われるよう支援するとともに、住民懇談会や話し合いの場を設定してまいります。

また、団体自治の視点では、総合的な視点で各種施策を推進するため、各種会議や町内会議で横断的な議論ができるよう工夫してまいります。

地域の自治力を高めるため、住民自治、団体自治の両面から総合的な視点で取組を進めてまいりたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今、答弁をいただきました。自治の総合化について今後進めていく上で、参考になる事例として大学の例をちょっと挙げたいと思っております。私が卒業修了いたしました北海道大学農学部では、私が入学する前の時点では農学部の中に林学と林産学という二つの部門に分けられて、それぞれ学問が進められていました。それが近年のこの環境の時代を迎えた中で、総合化する必要があるということで、林学と林産学を統合して森林科学科が誕生しました。私はその森林科学科になって2期目の学生だったと思っております。その森林科学科の中では、まず学生は菌類などミクロの視点から入りまして、そして木材がどのように育つかだとか、その加工したパルプで紙を作るだとか、あとは森林そのものの野生生物、生態系の話ですとか、そしてその森林を取り巻く社会環境、こういった山村の地域振興まで、非常に幅広い総合的な視点を最初にまず学んだうえで、そしてそれから自分の専門的な分野に移る…私の場合は森林政策学講座ということで政治・経済の分野に進みましたが、人によっては菌類の分野に進む人もいました。そしてさらに大学が象牙の塔というようなことで、研究が専門化する中で、社会のニーズに適応していないというような批判もある中で、近年ではそうした社会に開かれた大学ということで、地域との連携ですとか、市民公開講座などのようなものも開かれるなどしております。そういった事例を参考にしますと、下川町の町内全体の中でもいろいろな取組が考えられると思っておりますし、まずは行政機構の機構改革の中でもそうしたことが考えられるかと思っております。

例えば、現状、産業に関連しましては、商工振興を担当する課、林業・林産業を担当する課、そして農業振興の課と分かれておりますが、そうした課を大括りにするような大グループ制のようなものが考えられないのか。また、住民生活に密接した部分では、住民生活、保健福祉、そして現在は建設課の中で産業振興的な部分も取り扱われておりますが、

どちらかというインフラの整備をはじめとする住民生活に近いポジションではないかということで、そうしたところ住民生活に近いグループとして一まとめにするだとか、いろんなやり方が考えられると思います。そうした今後の機構改革については、町長どのような視野、視点をお持ちかお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 本庁だけでちょっと考えてみたいと思うんですが、今、2階に4課、1階に3課という形で組織が動いているところでございまして、これについては基本的にやっぱりきめ細かな公共サービスを行っていく上では、現在のところベターではないかなということで考えてます。ただ、今、議員が指摘するように、横断的な取組をしっかりとやっていかなければ、要するに課題の共有ができないというのがありますので、ここはプロジェクトチームをつくったり、あるいはまた横連携の会議を頻繁に開催するなど、こういうところが必要ではないかと思っています。今、4月1日のいろんな機構の改革について協議しているところでございますけれども、現状ではこの形を今進めていって、将来的にはグループ制の問題とかこういうのも出てまいりますので、こういうところも検証しながら協議をしてまいりたいなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今、答弁の中でプロジェクトというお話がありまして、これが現実的には一番取っ掛かりのよいやり方かなと思っています。現状の機構を維持しながら、大きな取組でいろんな分野にまたがるような、近年でいうとまちおこしセンター（仮称）のような取組については、各課から1名ずつ出てプロジェクトを結成する中で、横の連携、情報共有をしながら総合的な視点で事業を進めるというようなことが考えられるかと思っています。

あと、町全体やはり総合的に見渡した中で、常に事業を進めていくに当たって、そうした専門的なポジションを設けてはどうか。それは既存の人員など考えますと兼務になるかと思いますが、名前だけで参照しますと、森林管理署では、流域調整官というポジションがあります。そうした名前を参考に総合調整官のようなポジションを用意することで、常にあらゆる事業を総合的、俯瞰的な視点に立って、こうした視点が足りないのではないかと、こうした組み合わせでやればもっと効果的ではないか、効率的ではないかというようなアドバイスを行えるような、そうしたポジションが一つ考えられるかと思いますが、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） そういうような職についても、今後必要かどうかというのは研究していく必要があるかなと思います。平成16年に下川町が単独で行政運営をしていくというのが決められてから、自律プランが策定されまして、職員の人員削減というのがこの

十数年の中でかなりされてきてまして、その中でも事務事業量が非常に多くなってきております。そういう意味では、事務事業の偏りがあつたり、職員にかなり負担が掛かつたりという、こういうことも非常に起きておりますので、そのへんのバランスを今後しっかり考えながら調整をしていきたいなと思っております。

また、その新しい肩書き等についても、そういうのが必要かどうかというのは庁内でしっかり議論をしてまいりたいなと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ここで答えが出る話ではないと思いますので、今後、検討していただければと思います。

それで、町長の答弁の中で、住民自治という言葉が出てきておりまして、一步踏み込んだ答弁だったかなと思います。総合化という視点の中で、この地域の自治を考えていく中で、行政が担っている部分と住民自治…自分たちで担っていかなければならない部分の仕分けが必要な時期にきていると。これまでは要望・陳情型で、どちらかというサービスの実施者としての意識が強かった住民に対して、そうではなく本来自治の主体的な担い手が正に住民であつて、その住民自治で個別に解決できない問題を、税金というかたちでお金を集めた中で、行政という機構を通じて解決していく、そうした役割分担の整理が必要だと思つています。そして今回、予算編成に当たつて、町長はスクラップアンドビルドということで方針をお示しになりました。現在、新年度予算について委員会で審査しているところですが、その審議を通じた中では、スクラップの部分はまだなかなか着手できていないのではないか、これがやっぱり行政が抱えすぎている部分もあるのではないか、そういった印象を持っています。そうした点について、今後…スクラップという言葉はなかなか良くない印象があるので、言葉については今後検討が必要かなと思うんですが、要は仕分けですよね…役割分担の整理について、今後どのように取り組んでいくのか考えをお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） スクラップアンドビルドという非常に衝撃的な言葉なんですけども、いずれにしても無理・無駄をなくしていくというのは大事なことではないかなと思つております。そういうように省力化とかですね、あるいはコストの削減とか、こういうところは常に一つ一つ事務事業ごとに、あるいはまた条文の中で比較をしていきながら、今後進めていく必要があると思つております。条例、規則等含めて、今、下川町に700を超えるものがございます、こういうところも一つ一つですね、現状に合っているかどうかというところを各課で検証してもらつてですね、そして最終的に条例を廃止したり、新しい条例もつくらなければならない場合もありますので、いずれにしても全体的に見直しを図っていく必要があるのではないかなと思つております。

また、住民自治については、今18公区ございますけども、これももう制度化されてから50年以上経ちまして、ある意味ではその条例の条文内容等が現状に合っていない

ところもあります。住民自治活動として、町内会の役割や、あるいはまた自治会としての役割を担っているところが、今、公区で非常に進められておりますので、町としては、共有した情報提供をしっかりと図っていきたいと思っております。

昨年の11月にも公区長会議で、第一段としてですね、各公区…18全ての事業を一覧表にして公区長さんにお渡しをいたしました。今後も第二弾、第三弾ということで、いろいろと公区が必要とするものを配付してまいりたいなと思っております。これはなぜ必要かという、公区によって人口規模がかなり差があるんですね。小さいところは本当はそういうレクレーションをやりたいんだけど、実はその人数ではできないと。であれば、A公区とB公区が一緒になって、A公区の人口の多いところにお世話になりながら、実は一つの事業を進めていくという方法もあるのではないかという、そういう提起を実は公区長会議でさせていただきました。そういうようなことを進めながら情報を共有し、各公区の協力をいろいろと推進してまいりたいなと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 着々と取り組まれている印象を持ちました。今回、町長の町政執行方針の中で、行政の継続性を意識しながらという言葉が出ておりましたが、昨春の選挙の中で、新しく誕生した町長に求められているのは、行政の継続性以上に、政治による不連続の部分も大きいと思います。ですので、いきなりぱっきり変えるというのは、もちろんこれは住民にとっても衝撃が多いことですので難しいかと思いますが、まずは大胆な提案ということで、例えば、今まで行政がしていたものを無くしたらどうなるかというような、まずは仮説として提示して、そして住民との熟議によって落としどころをみつけていくというような、そうしたことが今、町長に求められていることかなと感じますが、そうした点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 政治と行政というのは非常に大きく違うところがありまして、政治というのは住民の負託を受けてしっかりと執行していかなければならないという背景がございます。行政というのは国や道等のいろんな根拠法を基にしながら条例をつくって、それに基づいて行政運営をしていく。ただ、公共サービスというあり方が、今まで行政サービス＝公共サービスということで考えられておりましたけども、公共サービスも今、官から民へということで、指定管理制度が2007年に出来上がったりですね、あるいはまたパートナーシップ型の行政運営ということで、住民との協働によるまちづくりが進められているというのがあります。いずれにしても、こういう中で大胆に政策をつくっていくというのは、やはり住民ニーズに求められているなかをしっかりと把握してですね、そして進めていくと。小さなものから大きなものまでいろいろとあると思いますので、まずは町民の人たちに利になるものをきめ細かに進めていきたい。事例でいきますと、今回、行政告知端末で訃報や百日の祝いのお知らせをさせていただいて、新聞のとられていない…不便

を感じている方々に、そういう訃報をお知らせしてですね、お通夜・お葬式の日時、場所をお伝えするという方法を取ったりですね、あとまた、誕生してから100日経ったお祝いをこういうかたちで町民の皆さんと一緒に祝いましょうという、こういうようなこともお知らせしたり、これもある意味では大胆なものの一つではないかと、小さなことなんですけども、こういう積み重ねを行政サービス、いわゆる公共サービスの中でやっていくことができたらいいなと思っております。

また、最近では、今年は雪が非常に多く降雪いたしましたので、排雪の補助費の率を3分の1から2分の1に上げたりとか、住民の人たちが生活の利便性をしっかり感じられる、そういう政策を今後も続けてまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今の答弁の後段は、行政サービスをきめ細やかにして、住民をまた受益者化させるのかなという印象を持ちました。ただ、もちろんそういったきめ細かなサービスができるところは必要だと思いますが、私が申し上げたかった趣旨は、やはり行政が抱えている中で、優先順位が低いものなどまだあると思いますので、その点についてはしっかりと行政の継続性だけにとらわれず、大胆な改革というか不連続の視点を持ってスクラップアンドビルドという方針の中で精査していただければと思います。

この件については、以上で終了いたします。

三点目、特定非営利活動法人についてお伺いします。

特定非営利活動法人について、町長に次の三点について見解をお伺いします。

一、特定非営利活動法人…これは通称NPO法人と呼ばれております…をどのように認識しているか。町政執行方針で述べた「社会的企業」との関係を含めてお答えください。

二、中小企業振興条例の見直しに当たり、なぜ特定非営利活動法人を含めた総合的な事業者支援ではなく、「中小企業基本法」に定める中小企業者のみの支援にとどめたのか。

三、今後の特定非営利活動法人と行政との関係について。

以上お願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員からの「特定非営利活動法人について」、答弁を申し上げます。

御質問の一点目の「特定非営利活動法人をどのように認識しているのか」につきまして、特定非営利活動法人は、「特定非営利活動促進法」により、営利を目的としないことを前提に、保健医療、社会教育、まちづくりの推進、観光の振興などの活動によりまして、不特定多数かつ多数のもの利益の増進に寄与するために設立されている法人であります。また、主とする特定非営利活動に支障がない限り、その他の事業によって利益を生じた場合、これを当該特定非営利活動に使用するものとされております。

下川町には、現在、六つのNPO法人が組織され、それぞれの分野において積極的な活

動が展開されており、町といたしましても、各団体の円滑な事業の推進に向けて、これまで町の施策といたしまして必要な支援や協力を講じているところでございます。

また、執行方針で述べました「社会的企業」につきましては、その定義は様々でありますけれども、地域住民や民間で構成された、社会的、環境的課題等に取り組む社会的目的を持った企業と位置付け、「地方独立行政法人 北海道立総合研究機構」の協力により、町民有志とともに研究を進めているところでございます。

このような中であって、NPO法人や社会的企業は、これからの地域社会の課題解決に向け、一翼を担うものと認識をしております。

御質問の二点目の「中小企業振興基本条例の見直しに、なぜNPO法人を含めず、中小企業者のみにとどめたか」との質問でございますけれども、現在の社会情勢といたしまして、企業や事業者は社会貢献や社会的な価値創造が求められております。一方でNPO法人は、活動の継続性の観点から採算へのこだわりを強めなくてはならず、法人設立の動機は異なるものかたちが近づきつつあると感じております。

しかしながら、中小企業は営利目的であり、NPO法人は非営利ということで、根底となる基本法律や目的が異なることから、支援内容におきましても、中小企業振興策をそのまま適用するよりも、独自の施策として内容を検討していく方が効果的と判断したところでございます。

したがって、NPO法人に対する支援策につきましては、現在研究を進める「社会的企業」の創造と併せて、NPO法人に対する支援策を検討してまいりたいと思います。

御質問の三点目の「今後のNPO法人と行政との関係」につきましては、町政の円滑な推進、地域振興、地域課題の解決に向けて、NPO法人の役割や必要性が今後ますます高まってくると感じており、行政の良きパートナーとして円滑な活動の推進に向けた支援とともに、新たな振興策につきましても検討してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 認識については理解いたしました。そして、中小企業振興条例の見直しに当たっての整理ですが、いただいた答弁の内容については理解するところがあります。しかし、検討していくという答弁でしたが、これについては以前も指摘した経緯がありまして、その時にも検討するというので、もう既に数年経っておりまして、具体的な策が講じられていない状況にありますので、これについては早急に取り組んでいただきたいと思っております。

具体的には…ここ数年対応がなされた感もありますので、本当に次の年度には具体的な政策がみえるようにしていただきたいと思っております。これについては引き続き注視していきたいと思っております。

それで、具体的な支援策としては、よくみられるかたちでは、都市部では市民活動支援センターですとか、促進センターといった名前で、そういったNPOに対する支援がなされている状況があるかと思いますが、そうしたことも含めての検討になるのか。また、市民活動促進センター、推進センターというところで市民という言葉がよく出てまいります

が、ここでの市民という言葉をごどのように捉えていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 市民という言葉は元々イギリスから生まれたシチズンという言葉で生まれて、地域の住民を対象としてますので、下川町も町民というよりは市民なんですね。そういう考え方なので幅広くそこに住まわれている方々を市民という表現になっているのではないかと、私は認識しております。

また、市民活動支援センターという…こういうようなNPO等…社会的企業も含めてですね、支援できる、そういう組織が必要かと思えますけども、現状で3,000人規模の町でそういう組織をつくって、そして人を配置してというのはなかなかハードルが高いのではないかと。そこを例えば町の中で担当部署をしっかりとつくって行ってですね、そしてそういうNPOを起業家したいとか、あるいはまた運営方法ですとか、資金の収集力とかですね、こういうところの相談に乗れる窓口というのは必要かなという感じはしております。

この4月から、また新たに地域産業の支援機構というのを設置してまいりたいということで、既に説明をさせていただいておりますけども、こういうところにも今後の起業家や定住・移住を考えた時に、そういうようなセクションもあってもいいのかなという感じは私はしているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今、町長の答弁の中で、この下川の人口規模という中でという答弁がありまして、私自身もNPOの起業の経験もある中で、この市民活動促進法…特定非営利活動促進に係る制度というのは非常に複雑な面もありまして、下川で専門のポジションなり制度を用意するというのは現実的ではないと思っております。現状、道ですとかの支援の中で、様々な対応をしていただける状況もありますので、改めて町の中で新たな都市レベルのものを設けるよりも、既存の制度の中で、下川という小規模自治体の中で様々な場面で活躍していただけるような対応が現実的ではないかと考えます。そうした観点で、今回の中小企業振興条例の中で、特定非営利活動法人…NPO法人も含めた幅広い経済活動を行う事業者、個人をひろえるような改正があるべき姿であったのではないかとということで発言した趣旨があります。

そして市民について、町長もNPOの経験がありますので、シチズンということで、そういった理解であるかと思えます。ただ私は、町民と市民という言葉はやはり区別した方がいいと考えておりまして、それは先ほどの自治の議論の中での議論とも関わります。それは単に受益者、サービスの受け手としての町民ということではなく、一步踏み出して自らがこの自治の担い手として自らの意思でボランティアに自発的に活動する、そうした町民を市民と呼ぶのではないかと。そうした自発的に一步踏み出した人に対して、この自治の担い手としてより大きな活躍を期待するための様々な制度があるのではないかと考えております。

この市民活動を支援していくということについて、今一度、この小規模自治体の中でど

ういったかたちがみられるのか。また、他の地域で何かモデルになるような事例がないのか。そういった点についてお聞かせいただければと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） やはり都市部ではNPOの支援…組織をつくって、そして起業から運営までを手伝っているというところがあるんですけど、なかなか町村規模ではそういうところが少なく、町がそこを担って、制度的にやっているところが多いようであります。過去に下川町もコミュニティビジネスのいろんな起業、運用に対して支援をしてきておりますので、いわゆるそのコミュニティビジネスと社会的企業であるソーシャルビジネスの違いというのを、なかなか難しい…線引きができないところがあります。今、研究している社会的企業というのは、そのところを下川らしくきちっとしたかたちにしていこうということで、今いろいろと定義付けから今後の運用まで研究をしているところでございまして、いずれにいたしましても、これまでのコミュニティビジネスについては、場をつくっていくというものが一つです…地域というものの場をつくる。これからの社会的企業の考え方のコンセプトとしては、繋いでいくという…住民と企業、企業と企業、住民と住民という、そういう繋いでいくという役割を担う社会的企業…ソーシャルビジネスがおそらく求められているんだろうということで考えておりますので、それに合う制度設計というのが下川町で今後やれるかどうかというのをしっかり研究してまいりたいなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 自治の根本的なあり方を見直す中で、今回、社会的企業を含めた提案が町長からあったところは、これは一步前進だと考えております。こうした提案をきっかけに町民の中でこうした自治に関する議論が深まり、自治の担い手、市民がより増えて、下川町の自治が前進していくことを期待しております。

私の質問についてはこれで終了したいと思います。

○議長（木下一己君） これで奈須議員の質問を閉じます。

次に、質問番号3番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） それでは、一般質問をさせていただきます。

平成28年度は町長の初めての予算編成であり、町民は町長の公約を踏まえ、永年の政治経験を基に行政運営にも熟知されており、そして何よりも民間の経営者経験をお持ちであり、これら経験をいかされ、様々な行政の仕組みを大きく変える人であると期待されているところであると思います。

そこで、本年度は手腕を発揮され、具体的にその成果が確実に数値などにも表れ、目にみえる年になると推察しているところでございます。こうした考え方を基に、町政執行について質問をさせていただきます。理念、評論ではなく、町民の率直な疑問点を含め、分

かりやすい議論を心掛けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

一点目、執行方針で、最も重要、最も重点であると思われる、協働のまちづくり、町民参加がはっきりと方針に書き示されていないのはなぜでしょうか。

二点目、地方創生の中で、差し迫った課題であるといわれている人口減少・少子化対策について、はっきり方針が示されていない、これはなぜでしょうか。

三点目、平成28年度末…来年の3月の人口は、どのくらいを目標にしておられますでしょうか。

次、大きな二点目、財政環境が厳しさを増す中、人口も減少し続けておりますが、町政始まって以来、当初予算額である61億円の予算額、そして5億8,000万円の…家庭でいうと貯金を取り崩し、10億7,300万円の多大な借金…起債までするのはなぜでしょうか。

積極的な施策を推進する一方で、徹底した経費節減が行われた予算でしょうか。予算編成での経費削減額はどのくらいになっているのでしょうか。

お金儲け…自主財源の確保、入りを図る、こういうことをどう考えておられますでしょうか。

三点目、「幸せ日本一」とは、日本一の安全安心、生きがいの持てる条件整備をするということでしょうか。具体的にどのようなイメージなのでしょうか。なぜ、日本一でなければならないのでしょうか。

大きな四点目、経済、資源、暮らし、情報、人材の循環について、どのようなことが循環されるのでしょうか。その具体的な例と効果の発現はいかがでしょうか。

五点目、仕組みを大きく変える行政改革、組織改革をどのように進めるのでしょうか。

28年度の推進体制をどのように整備して臨むのでしょうか。

以上質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員からの「平成28年度町政執行について」の御質問にお答えいたしたいと思ひます。

御質問の一点目の「協働のまちづくりと町民参加の明文化」につきましては、それぞれの施策推進などで共通するものであると考えておひまして、自治基本条例に基づき、それぞれの場面において、多様な取組・手法を実施するものであることから、町政執行方針では、基本目標「町民が主役のまちづくり」におきまして、「わかりやすい情報の提供と共有を進めるとともに、町民の行政への参加を推進してまいります。」と述べさせていただいたところでございます。

「人口減少・少子化対策」につきましては、「第5期下川町総合計画」で、定住人口指標を3,500人に設定し、また、「下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、「人口規模が持続する地域を創る」ことを方針に政策・施策を位置付け、これを推進するための予算を編成したところでございます。

また、少子化対策は、産業の振興による安定的な雇用機会の創出や、安心して子供を産み、健やかに育てることができる子育て環境など様々な要素からなり、総合的かつ横断的

な観点で推進してまいりたいと思います。

平成 28 年度末人口については、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値を基に試算しますと、平成 28 年では 3,382 人と推計されますが、先に述べました総合計画及び総合戦略の指標を念頭に置き、政策を推進していく所存でございます。

御質問の二点目の「予算額、基金、起債」の関係でございますが、平成 28 年度一般会計当初予算につきましては 61 億 3,300 万円と、当初予算ベースでは過去最大の額になりました。

この要因につきましては、町民の福祉の向上や産業の振興、教育環境の充実、環境未来都市の具現化など、これまでの行政運営の継続性を保ちつつ、新たな事業として、地方創生や定住対策、防災対策、地域の活性化など、諸課題の解決に向けた事務事業の積み重ねによるものでございまして、現在または将来の下川町にとって必要な予算を計上させていただいたところであります。

これら歳出の増加に伴いまして、基金繰入金及び町債の額が増加したものでございますが、今後補助金の申請を予定している事業もありますことから、さらなる財源の確保に努めるとともに、起債に当たっては、過疎債など交付税補填がある有利なものを中心に活用し、実質負担の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、「予算編成で削減した経費」についてでございますが、平成 28 年度予算編成に当たりましては、予算編成基本方針の項目の一つで、「効率的で効果的な行財政運営の推進」として、スクラップアンドビルドを意識し、事業効果などを勘案し、当初の目的が達成されたと判断できるものは、廃止、削減、縮小を行うよう指示し、予備バスや納税貯蓄組合連合会交付金などを廃止したところでございます。

また、査定段階におきましては、各課からの歳出予算の積み上げで 63 億 7,516 万円の要求がありましたが、財源確保の見通しの検討、事業実施時期の見直しや経常経費の圧縮などにより、2 億 4,216 万円の歳出予算を減額し、総額を 61 億 3,300 万円としたところでございます。

次に、「自主財源の確保」につきましては、平成 28 年度から制度化される予定の「企業版ふるさと納税」につきまして、地方創生事業を推進するための新たな財源として期待しているところでございます。

企業版ふるさと納税制度の活用にあたっては、市町村が策定した総合戦略に位置付けている事業で、なおかつ、地域再生計画への掲載も必要なことから、現在、活用を想定する事業の洗い出しを行っている段階であります。

自主財源の確保は、町税が約 3 億円の本町にとりまして、各種施策を展開・継続していく上で最重要課題でありますことから、より多くの企業に応援していただけるよう企業版ふるさと納税制度を最大限活用してまいりたいと考えております。

御質問の三点目、「幸せ日本一のイメージ」につきましては、皆さんが思う「幸せ」は、様々な考え方があり、それぞれの仕事の状況、家族状況、生活環境によっても違いがあると認識しておりますが、行政の仕事としての「幸福度」は、「町民が幸せで、下川町に住んで良かった、住み続けたい」と思っただけのことが一番であると考えております。

これは、下川町総合計画の目指す目標値として記載しているところでありますが、策定

時の町民意向調査でもお聞きしているところであり、平成 21 年の調査では 75.2%の人が「住み良いところ」、72%の人が「住み続けたい」とお答えをいただいているところがあります。平成 26 年の調査では、「住み良いところ」が 79.1%、「住み続けたい」が 68.9%であり、様々な施策を展開することにより、第 5 期総合計画の最終年次である平成 30 年には、目標値 85%を目指したいと考えております。

このように、「住んで良かった、住み続けたい」という町民の皆さんの声が多いということが、「幸せ日本一」の町ではないかと考えております。

御質問の四点目の「経済、資源、暮らし、情報、人材の循環について、どのようなことが循環されますか。その具体例と効果発現」につきましては、これらは私の政策、公約の理念であります「社会循環」の基礎となる五つの要素、領域でございます。

これを進める具体例としては、森林バイオマスの利用拡大により、地域外に流出している電気、熱源などの購入費用を内部化し、地域内に循環させていくなどの「経済の循環」、循環型森林経営の推進などによる「資源の循環」、産業活性化支援機構の機能拡充により、地場産物の都市・企業への売り込み強化や移住促進、人材育成、人材マッチング、下川町の地域性や文化をいかした「まちのブランディング」など、総合的なタウンプロモーション活動による「経済・暮らし・人材の循環」、「産業連携会議」や「福祉医療連携会議」、「住民懇談会」の実施などによる「情報の循環」などが挙げられるところであります。

効果発現については、これら五つの領域の好循環化を図っていくことで、「人口規模が持続する地域」と「幸せ日本一の地域」の実現に繋がっていくものと考えております。

御質問の五点目の「行政改革、組織改革、28 年度の推進体制の整備について」ですが、行政改革の推進につきましては、昭和 61 年度に策定した第 1 次下川町行政改革大綱から、これまで 7 次にわたる大綱を策定し、その時代に即した効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めてきたところでございます。

第 8 次下川町行政改革大綱の策定に当たりましては、課長職で組織する本部会議や町民で組織する委員会での議論などを経て策定を行い、持続可能な行財政運営を推進していきたいと考えております。

次に、「組織改革」につきましては、平成 16 年 6 月のグループ制導入、平成 19 年 7 月の機構改革、グループ再編、平成 24 年 2 月の環境未来都市推進本部の設置等、現体制となってから相当程度年数が経過するとともに、地方自治を取り巻く情勢や社会情勢が変化してきており、事務事業が大変複雑化、煩雑化していると感じております。このため、グループ制の検証や執行体制の見直しが必要な時期に来ていると認識しており、平成 28 年度に検証作業を進め、柔軟性と機動力に富んだ推進体制を検討してまいりたいと思います。

以上申し上げます、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 自席から失礼いたします。実は、こういう質問をさせていただきましたのは、執行方針の中でですね、積極的な情報提供、情報共有に努めると。それから、町民の理解と協力を得られるよう積極的な情報提供に最大限努力するという、町民参加と

いうところが中段がなく、今の現状からしてやはりスピードを持っていろんなことをやっていかなければいけないという現状から、やはり情報を提供して、町民と共有して、町民に理解してもらおうというところが主にお考えになっているのではないかなというふうに感じたところでございます。そういうところから、町民参加というところを聞かせていただきました。

それに関係してですが、町長は大きな事業…これの事業費が倍ぐらいになるとかですね…あった場合に、いわゆる計画変更になるわけですが、それに対して町民に説明はしないと。一つの計画変更で説明をすれば、全部計画変更は町民に説明をしなければいけなくなるというお考えを示されておりました。それは今も変わっておりませんか。

それから、二点目、議会から付されている…付けられているといいますか、意見…これを町長はどういうふうに認識し、これをどう取り組む、改善する等々をお考えになるのかという二点を質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 答弁を述べさせていただきたいと思います。

積極的な情報提供、そして住民の参加を求めていくということで、執行方針の中にもうたわせていただいておりますけれども、昨年、初めて就任いたしましたから、間もなく11か月近く経とうとしておりますが、ようやく執行者としての役割というのが少しずつ分かってきたところでございます。そんな中で、住民の方々とどのような意見交換をしていったらいいだろうと常に考えておりました、公約の中でもうたわせていただきましたけれども、住民の中に飛び込んでいって、そしていろんな課題を聞き取りをするという、こういうような方法で、町長のお邪魔しますというかたちで様々な施設にお邪魔して、いろいろと意見交換をさせていただいたということがございます。また、十数年開催されておりませんでした公区懇談会…これを18公区を対象といたしまして、公区長の皆さんの御協力をいただいて、そして5つの会場で11月に開催をさせていただいたところがございます。町民の皆さんから、ちょっと開催時期が遅いという…こういう声もいただきました。この時期については、また新年度でどの時期がいいのかというのは、公区長の皆さんとも協議をしながら、開催時期を決めてまいりたいと思っておりますが、いずれにしてもこれについては住民の声をしっかり反映していくためにも、公区懇談会というのは継続して開催をしてみたいと思っております。また、スピード感を持ってやっていく必要がある…これは仰るとおりでございます、課題解決に向けて少しでも早く解決策を見出せる、そういう政策立案、政策形成というのを図ってまいりたいなということで考えております。

それから、事業費の関係で、計画変更についての説明でございますけれども、これも少しルールづくりを今後していきたいなと思っております。それにはどの程度、どの事業規模、あるいはまたどれぐらいの予算が増額になっていくのかと、こういうところをルールをつくりながらですね、そして庁舎内の各課にそのへん指示をいたしまして、今後運営をしてみたいなと思っておりますので、

それから、議会から付けられた意見というのは、私も議会生活長く務めておりましたの

で、いろんな意見を付ささせていただいたところでございまして、重く受け止めさせていただいているところであります。それをできるだけ反映できるようにしてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは、二つ目の地方創生でございます。これも私が質問させていただいたのは、教育方針にですね、明確に、地方創生を実現するためにと、これ時代をしっかりと読まれてといいますか、現状を認識され、地方創生を進めるということが明記されております。そういうことから、町政もですね、地方創生を明記するのがいいのかどうかということではなくて、やはり教育方針の中でも人材をつくるために地方創生を進める…目的にするということなんで、そういう趣旨で説明をさせていただきました。内外、地方創生ということが言われている中で、地方創生を深く進めるということが下川町においても重要ではないかなと考え、質問をしたところでございます。

人口ですが、今、3,400人ぐらいでしょうか…なかなか人口をどう維持するのかというのは下川町ばかりではなく、いろんな構造的なこともあり、難しいところでございますが、下川町では転入…外から入ってこられる方、出ていく方、昭和35年以来ずっと出ていく方が多かったんですが、2～3年ほど前、入ってくる人の方が多い年度がありました。それは1人とか5人の話ですが、入ってきてもその人が定住してずっと居つづけていただるかという問題はありますが、是非こういうことが政策で可能になると思っておりますので、そのへん町長の…転出者より転入者が増えると…これ直ぐとは申しませんが、政策によってできることだと考えます。そのへんの考え方についてお考えをお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 正しく今は地方創生の旗印の下に、小規模町村は特に総合戦略に力を入れていろいろと策定をし、そして今後それを実施しようとしているところであります。併せて、教育というのが人間の術でございまして、何をやるにとっても人材育成というのが求められているのではないかなと思っております。私も30代の頃から人材育成というのがテーマで、自分自身の人格形成も含めて、いろいろとキーワードをつかって、実は30年近く進めてまいりました。

一つには、環境づくりをしっかりとやっていくということだと思います…人材育成の環境づくり。二つ目には、やはり事業をつかっていくということが大事なんじゃないかなと思っております。三点目は、地域のビジョン…いわゆる将来展望というのを図っていくということが大事であると思っております。四点目には、精神ケアリングが大事であろうと思っております。五点目には、情報の受発信。そして最後には、潜在能力を発掘するという、この六つのキーワードを基に、これからのまちづくりを進めていく必要があるのではないかとということで私自身は認識しているところでございまして、これを基に様々な方向性を今後つくってまいりたいなと思っております。今、下川の小学校、中学校、高校、幼児センターも含めて、こういう教育機関の中でしっかり…指導者がいるわけでございますので、町の考え方もし

っかりお示ししてですね、そして学校方針、学校経営の中に反映できるような、そういう取組を進めてまいりたいと思います。併せて、町民の皆さんにも生涯学習の観点から、社会教育という様々なプログラムをつくりまして、そして人生を楽しく、生きがいを持って暮らせる…そういう環境づくりを進めてまいりたいなと思っております。

それから、人口問題でございますけれども、今、全国にも当然同じことが言えるわけがありますけれども、北海道全体でも出生数が死亡数よりも非常に少ないと。あるいはまた転入・転出においても、転出者の方が北海道は多いという、そういう実態であります。そのうち、過疎地域が140を超えておりますので、下川町もその中に含まれているのではないかと思います。転入者を増やしていく上では、仕事をつくっていくというのが第一条件でございますし、それに併せて住宅整備というのが必要であると考えてます。今回も住宅の整備については、民間賃貸住宅も含めて提案をさせていただいているところでございまして、外から来る人たちの受け入れをしっかりと受け止められるような、そういう整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 確実に実行性をもって実践をしていただきたいと思っております。

次に、財政でございます。財政状況は非常に厳しい、一般財源の確保が極めて難しい、健全財政を維持している、いろんな表現がございます。町長は、下川町の今の財政、お財布の状況をどういうふうに認識されておりますでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 家庭でいきますと貯金と借金ということになるかと思っております。町でいきますと基金と公債費でございますけれども、いずれにいたしましても今回の予算では基金を相当数取り崩して、そして事業費に充ててあるわけでありまして、過去にもこういう時代がありまして、やはり政策投資をしながら町の活性化を図っていくということが必要なんじゃないかと思っております。特に今回は、提案させていただいております宿泊交流施設というのが大規模化されまして、一般会計の中で相当額充当していかなければならないということで、基金等の取り崩しも行わせていただくところでございまして、こういう積み重ねがおそらく中長期で行われていくことによって、政策的な反映がされていくのかなと思っております。毎年これが同規模で財源を取り崩していきますと、町自体の命が危ないことになってしまいますので、そういう意味ではしっかりとバランスを図りながらですね、今後も運営してまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今、町長から説明がありましたとおり、平成16年だったでしょうか…合併議論があって、単独で下川町が進んでいくと。その後、町は緊縮財政…交付税が減らされるということで、数年間、緊縮財政がありました。今後、今借金して、据え置

きが…返すのが3年ぐらい猶予されて、その後4年ぐらいから借金を返していかなきゃいけないということになっていくと思いますが、3年後、5年後、下川町の財政は大丈夫だと、緊縮財政にならないと言い切れそうですでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 緊縮財政の規模というのが明示はできないかもしれませんが、そこは先ほどのスクラップアンドビルドの考え方になってくるのではないかと考えています。ですから、無理、無駄のところを縮減をしていったり、廃止したりですね、しかし町民に反映できる、また産業振興がつくられる、そういうようなところには政策的に投入をしていくという、そういうような考え方が必要ではないかと考えています。緊縮財政の時代も、どの時期かで必要な時もあるかもしれません。ただ、今、総合計画の中でいろいろとバランスを考えながら将来展望をしておりますので、現状のところでは下川町はまだ安心ではないかと考えてるところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 現在の認識は、町長のお考えを受けて、これはそれぞれ…3年先、5年先のことで、誰も分からないといってしまうとそれまでですけども、それぞれの方がどう考えられるか…町民の方が基本的にどう考えられるかということになるかと思っております。大丈夫だという力強いお言葉をいただきましたところでございますが、実情を勘案し、理解をいたします。

次に、先ほどもありました経費削減の話でございます。先ほどありました予備バスを廃止した、納税貯蓄組合連合会交付金を廃止したということが削減の主たる話で答弁がございました。

これから…現在含めてですが、やはりこの経費をいくら…私は民間経営者の経験をしたことはございませんが、これだけの額を削減するんだと、そしてこのお金はこちらに使おうと。一般家庭でいえば夜の食事会を今日はやめて、子供たちのスキーを買うお金に使おうとか、これが実際町民の方々の考えかと思っております。ですから、是非、今後経費をいくら削減して、そのお金をどういうふうに使うんだというところを、やはり見える化といいますか、数字で見えるように示していくのが重要であると思っております。その経費節減の中で、4月1日から…御承知のとおり、電気は北電から買わなくてもよくなります。北海道庁も数年前から経費節減で北海道電力から電気を買っていません。士別市はですね、一昨年の年度途中から、公共施設の電気を北電でないところから買ってあります。28年度の下川町の電気…これは従前どおり北海道電力から買われるのでしょうか。ほかのところから買われるのでしょうか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 電力自由化の関係につきましては、いろいろな選択がござい

ますが、現在まだ新規参入や撤退する事業者等もございますので、また、北電との関係も考慮しなければならないと考えておりますので、もう少し状況をみたくて検討してまいりたいと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 一般的な感覚で言うと…分かります。北海道電力とはいろんなお付き合いもございますし、ただ、といつつ北海道全部の状況をみると、やはり経費の削減というところがお付き合いより優先するわけで、士別市では随契でやっております。そういう観点からいうと、王子ホールディングス…これ下川町と重要な関係でありますが、王子は関連会社…自社の電気を持っております。これは随契がいいということではないんですが、今現在の関係性からいったら、私は王子との関係の方が強いのではないかなというふうに思います。

続きまして、お金儲け…ちょっとお金儲けという言葉を使わせていただきますが、自主財源を確保する…入りを図るということですが、企業版ふるさと納税を取り組んでいくということですが、それ以前にスタートしているふるさと納税…一般の方から納めていただくんですが、平成27年度の見込み、それから28年度の予算額はいくらになっていますでしょうか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 27年度の見込みが4,500万円、28年度の予算計上額は2,500万円です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 中間のデータなんですけど、実はふるさと納税は町外者から税金を納めていただくんですが、4月から9月まで調べてみますと…年度の半分ですね、上士幌町が5億9,000万円、当別町が2億3,000万円、規模的に思える山形県の最上町というのは…これバイオマスでも一緒にやって、共有するところかなと思うんで…そこで2億円、これ半年でふるさと納税をこれだけ納めていただいております。まずですね、企業版のふるさと納税というよりは、ふるさと納税をやはりしっかり2億円…目標を定めて、下川町には企業とのネットワークもありますし、東京下川会とかございます。そんなところで町民の皆様にも協力していただいて、やはり今、自主財源を確保できるのは…これが今日からできることではないかなと思います。現実的にいろいろな問題もあるんですが、半分は特産品で返すということになってしまいますが、是非ですね2億円として半分…1億円は一般財源として、補助事業をいれてやるとすると5億円ぐらいの事業ができるわけがございます。是非、目標を掲げていただいて、お願いをしたいと思います。あと、ふるさと納税についても、下川町はほかと違っていて、日経新聞関係のネットワークで150社ぐらいの団体にも入っております。10億円とはハードルが高いかもしれませんが、5億円ぐらいは

目標として掲げてやっていける数字ではないかと。なぜならば、下川町は昭和 28 年の国有林の取得から、工場リースから、不可能を可能にしてきた町でございます。ですから、私が言った数字は不可能な数字ではなくて、可能な数字でないかと。ちょっとひろげすぎた話で恐縮ですが、是非そういうお考えで実践をしていただければと思います。それに対して答弁がございましたら。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 上士幌町や当別町の実態については、私も存じ上げているところでございます。特に上士幌町は、上士幌牛という目玉商品があって、これが非常に全国の方々に評価されて、リピーターも多いということだそうでございますし、また、年間 14～15 億円の売上になってますので、もう産業化しているというところも聞いておりますし、それに伴って、当然、町税として非常に運用が豊かになっているということでもありますので、そういうところも目標にしながら進めてまいりたいと思います。現状の下川のふるさと納税でお返ししている特産は、トップがアスパラであります。二つ目がフルーツトマトでございます。ただ、これだけでは限界がありますので、今後はやはり下川の特産品の商品開発というところにも少し力を入れていって、納税していただいた方に還元できる、そういうような企画を今後もやってまいりたいと思います。また、企業版につきましては、新年度からでありますけれども、これは一定程度、営業戦略が必要なんではないかなと思っております。そういう営業戦略の手法をですね、少し見極めながら、企業に働きかけ、あるいはまた関係機関に働きかけをするということが必要になってくると思います。当初予算では 2,500 万円と非常に小規模でありますけれども、補正で多額をですね歳入として入れられるように努力してまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 次に移らせていただきます。幸せ日本一でございますが、キャッチフレーズ、シンボルであるというふうに捉えておりますが、私が申すまでもなく、町民の方から幸せ日本一ってどんな感じとか…非常に思われて…感じられている人も多いというふうに認識しております。私も実は、子供からお年寄りまでずっと幸せというキャッチフレーズを使わせていただきましたが、一般論でございますが、幸せって…専門的にいいますと、相対的…ほかの人と比較して、あの人は良い家に住んでいる、良い車に乗っている、私はそれがない、だから私は不幸だとかですね…相手と比較するものと、それから絶対的な…下川町に住んで空気がきれいだとか、そういう絶対的なところと二つあると言われておりますが、私が考える幸せ…これはキャッチフレーズですから、敢えてそのキャッチフレーズにどうのこうのということではないんですが、分かりづらい…なぜ分かりづらいかということを含めまして、幸せってずっと…状況によってですね変わる…次から次と比較して続かない、だからずっとという意味を込めて私は言わせていただいたんですが、なかなか続かない。それと一人一人の考え方が…状況が違うんで、持ち方が違うと。僕は

これ…競争するものではないのではないかという考え方で質問をさせていただきました。二点、キャッチフレーズ、シンボルとしてお使いになっていくということであれば、幸せ日本一、日本一幸せなまち…日本一ではなくて、統一されて使われることがいいのではないかと。それから、私、日本一ということなんですが、下川町の場合、世界に目を向けて戦って、世界一の方もいるわけなんで、日本一というよりは世界一でないかと思えます。一方的に思いを…考えをお話させていただきましたが、町長、答弁がございましたら。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 冒頭の答弁でも、人それぞれ価値観で幸せ感というのは違うのではないかなと思ってます。ただ、やはり住民の皆さんに、幸せ日本一のまちにしようじゃないかというこのフレーズは、一つの精神的目標もありますし、その裏付けとして幸福度指数をしっかりと示していくことができたらいいなということで、今、作業を進めているところであります。前回か前々回ぐらいの一般質問でも答弁させていただきましたけども、幸福度指数と生活満足度指数というのは何が違うんだということで、例えばこれが、先ほどの東日本大震災の被災者がいろいろと経験した中では、その幸せを感じるのとは人との交流だと。それから生活満足度は衣食住だと。いわゆる無機的なものと有機的なものという考え方が、一定程度、幸福度指数を高めていく中では、人との交流をしっかりとつくっていく…地域社会とか家庭生活とかですね、こういうことが求められてくるのではないかと考えているところであります。国も幸福度の指標の項目としては、健康・子育て…こういうのを6項目ぐらい示しております。あるいはまた大学等でもいろいろやられているところや、あるいはまた行政でも荒川区辺りがかなり進んでおりますけれども、十数項目つくってですね、そしてそれを目標として、住民の皆様がその中で少しでも向上する、そこに幸福度を上げていくということをやっているようでございます。こういうところも参考にさせていただきながら進めていきたいということで考えておりますので、御理解をいただければと思います。なお、世界一幸せなまちというのも、キャッチフレーズで使っている町長さんがおります。上には上がいるなということで考えております。いずれにしても精神面でも非常に大事なことでございますので、下川町の住民の皆さんが幸せを感じる、そういうものをつくっていきたいと思っています。さらにですね、まだうちの庁舎内でも言ってないんですけども、1年ぐらいかけてですね、利用料金、使用料金、負担金…住民の皆さんのですね、これの上川管内の比較表というのをつくってみたいなど。

例えば、水道料金は23市町村の中で下川はどの位置にあるんだろうと、下水道料金はどの位置にあるんだろうと、保育料はどのぐらいの金額なんだろうと、そういうようなことを示してですね、これは今後の政策にも反映していくことでございまして、そこに住民の皆さんが、下川に住んで本当に利用料金、使用料金というのは安いねと、あるいは適正だねと、こういうところが意外とみえる化としては分かりやすいんでないかということで考えております。これはまだ部内で言うておりませんので、担当課の課長もみんな驚くかと思えますけども、こういうようなところを目標にしてですね、幸せ日本一の下川町をつくっていくことができたらいいなということで考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 分かりやすく比較をするということですが、上川管内の比較でなくてですね、日本一ということであれば、やっぱり比較は日本でないでしょうか。

続いて、経済循環でございます。当然、循環というのは、地域のお金を地域で回すということがあろうかと思いますが、産業地域でお金がどれだけ回ってどう効果が出るのかというところを指標化されるということでもありますので、それを期待いたしますが、なかなか地域でお金がどう回ってるのかというのは見えないし、分かりづらいところがあります。

私が思う循環…前にもお話させていただきましたけども、良い循環と悪い循環があると思います。下川町は町だけで経済が成り立っていないこともあって、信頼という…人と人とのネットワーク、信頼を基に、やはり外との太い道をつくと。その道を通して情報だとかお金だとか人だとかが地域に入り、そこで良い循環が生まれると。さらに、また同じような相乗効果で生まれていくと。こういうことが循環の中でも好循環であると思います。

次に、仕組みを大きく変える行政改革、組織改革ですが、今年度、これだけ予算を投入し、借金をして、貯金を取り崩しやると。やはり私は体制も…今これから検討するとかいう話もございますが、これはセットでないのかなというふうに感じております。これだけの予算を進める、ですからこういう体制を進めるというのが一体的に町民の方にお示しするということが理解が得られるのではないかなと思います。

そんな中で、町長は、職員の人員も少ない、そんな中で隣の名寄市…比較をするという話ではないですが、社会人採用でとったと。下川町の今の現状からするとですね、新規採用で経験者も採用されるのかと思うんですが、なかなかその人が…ちょっと語弊があるかなんですが、なかなかその人材を…新卒で入って、育てていくまでに5年、10年掛かっていくんだと思います。地域の実情からすると、やはり即戦力、知識または経験を有した人が職員になるばかりではなくて、シティマネージャーといいますか、その仕事だけのために働くという職業もあるようでございます。そういうこともやはり社会の状況、地域の状況からすると必要ではないかなと思います。それが第一点。

もう一点は、人材を派遣すると…内閣府…もちろんこれは少ない人数で皆さんにいろいろ負担が掛かるということがあるんですが、出すのであればという…ちょっと不適切ですけども…今、下川の状況からすると、やはり民間に出すと…こういうのも私は優先順位が高いんでないかというふうに思います。その二点についていかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 一つ目の、社会人採用でございますけども、この新年度ですね、先ほど平成16年からの話をさせていただきましたけども、思い切って9名の採用を考えているところがございます、それぞれ所管の中で不足しているところをしっかりと補っていきなというふうに考えています。また、社会人の採用の枠でございますけども、これについては今のところ1名を採用する予定をしております。あと、専門的なところについても、作業療法士も1名決まりましたので、こういう方々が専門的にこれから担って

いただくことになります…失礼しました、社会人枠ではなくて…年齢の高い方ですね、年齢は30代なんですけども、新採用で行ってまいりたいなと思っています。

それから、人材の派遣でございますけども、民間への派遣は私もずっと考えているところでございますが、現状の中で、今、3名が外に出ておりまして、1人バーターで京丹波町は1人来ていただいておりますけども、現状、差し引きでいくと2名の職員が外に出ておりますが、今の段階では民間に出すという余裕もございませんので、これから考えていてですね、必要性があればそういうことも視野に入れていきたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 最後になりますが、私は20年来、考えていることがございまして、最近、本でいうと21世紀の不平等でしたでしょうか、さらに21世紀の資本論というのが大ヒットしているわけですが、なかなか経済成長で豊かな暮らしが実感できないと。

所得が上がらない中で、例えば不動産を持っていた方がですね、年利5%ぐらいの利息が付くと。経済成長で1%、2%であれば…どういう構図かということ、お金を持っている人にどんどんお金が貯まり、格差がどんどん広がって、不平等になってくると。資本主義の終わりかということもいわれてますが、そんな中で、上川管内の市町村で、子育てに…上位に支援している、これは少ないというそういう比較ではなくてですね、現実的からすると、給料がなかなか倍に上がるということは不可能とっていいと思います。それで、お金が掛かるのは、子育てから…小学生、中学生、特に高校生へ行くとどーんと…また専門学校、大学に行くとどーんとお金が掛かります。そこをですね、何でも無料ということじゃないんですが、そこをきめ細かくトータルで支援をすると、いわゆる間接的な所得補償ともいえるんでしょうか、そうしますと所得がなかなか上がらない中でも、負担する時に非常に住みやすい、住んでよかった町になると。とって、これもなかなか所得に応じてとか、いろんな問題はありますが、基本的な考え方として、日本一…下川町の不可能を可能にするという地域ですから、やはりそういう大胆…大胆といっても今の現状からいうとごく普通の考え方でないかと思いますが、負担の掛かる時に支援、サポートをします。

そうすることによって、お子さんを生んでいただける、出産の機会が増える、または子育てにもいろんな面で安全安心、高校に行く時にもできるだけ負担が掛からない、例えば奨学金の制度も創設するという事も考えられると思うんですが、そういうところを是非、ちょっと御提案を…全体の仕組みを、ほかの町村と比較するのではなくて、下川町が日本一…誇れる福祉の町、もちろんご高齢の方にもそうでございますけども、そういうのをちょっと御提案をさせていただきたいと思います。

最後に、町長におかれましては、非常に多忙な中、町の5年先、10年先のために、精力的に動かれていると思います。是非、この1年の動きがおそらく5年先、10年先に繋がる1年になるんだと思います。是非、下川町の発展のために御尽力をいただければなと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ありがとうございます。これまでの執行者もおそらくそういうところに重きを置いて、政策的に反映してきたのではないかと考えておりますので、引き続き私自身の考え方も含めながらですね、いろいろと研究し、そして少しでも反映できるように汗をかいていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで、春日議員の質問を閉じます。
ここで、13時30分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時10分

再 開 午後 1時28分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
質問番号4番、3番 斉藤好信 議員。

○3番（斉藤好信君） それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。
雇用対策について。人手不足、労働力の不足は、町の3施設をはじめ基幹産業の農林商工の事業所の喫緊の問題である。従来の担い手対策だけではなく、新たな施策を進めるべきだと思う。今国会で職業安定法改正案が進められ、厚労省が所管する公共職業安定所とは別に、自治体が無料で職業紹介することが可能になりました。仮称「地方版ハローワーク」と言われています。自治体が行なうことで職探しから生活相談などのサービスを一貫して提供することで複数の機関に足を運ぶ必要がなくなり、利用者の利便性が高まり、また、担い手、就労者の確保促進のために、これまで以上に行政に関わることによって人材不足の解消を図ることができれば、各事業所の職場環境の改善、生産性の向上に繋がる施策と期待されるが、町長の見解を伺いたい。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「雇用対策について」の御質問にお答えしたいと思います。

本町における事業者の求人とこれに対する求職者数は、名寄公共職業安定所の情報によりますと、今年度4月から1月までの新規求人数は244人であるのに対し、新規求職者数は3分の1以下の71名であり、3月8日時点の求人につきましても、なお12件あるなど働き手が不足している状況でございます。

本町におきましては、昨年8月から議論を重ねております「下川町産業連携会議」におきまして、人手不足、労働力不足は、各産業における共通の課題であることを確認したところであり、斉藤議員の質問のとおり産業全体の喫緊の課題であると認識しているところ

でございます。

町では、このような状況を踏まえ、今年度から国の交付金を活用し、事業者と就業希望者双方のニーズを一か所に集約し整理・調整することにより、産業全体の人材確保を図るための基盤となる情報の収集、制度の検討を実施しているところでございます。

今後におきましては、今年度、調査・検討した結果を基に、産業活性化支援機構において、地域における人材バンクの機能を構築し、事業者が求める人材と、地域住民や移住希望者が求める職を結びつけ、働き手、担い手の確保を実践するとともに、医療や福祉、教育などの分野も含め、一体的に取り組むことができるよう関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。なお、この地域人材バンク機能は、現行制度では厚生労働大臣に対する届出が必要となりますが、御質問のとおり、国の法改正により、諸手続などの緩和が図られる見通しとなっているところであります。

また、事業の実施に当たりましては、求職登録における個人情報の取り扱いや求人登録における雇用管理指導など、関連する法令を遵守しながら、名寄公共職業安定所との連携を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 現在、全国に544か所の国の公共職業安定所…通称ハローワークですが…ありまして、今行われている、自治体が無料でですね職業紹介できるという法律が今、国会の中で審議されておりますが、これが通りますと厚労省の監督権が外されることになり、ある意味自由に自治体が行うことができます。今までは、厚労省の監督、届出の中で、全国の約370の自治体がこういう無料職業紹介を行っているわけです。主に、生活保護者の方に就労機会を与える、また、高齢者…60歳で定年退職された方が、新たに就労するために、その相談に乗るという役割をされております。今回、私が提案した理由というのは、確かに今回、町であります…環境未来で行っている…あの件もですね、非常にいいと思うんですが、私はですね、もっと個別に就労希望者に対して、きめ細かな助言とか相談、または、一つは、労働条件が壁になっているのであれば、求人をされている各事業体にいろいろ相談とかですね協議をして、労働時間の変更、または年齢の関係もそうですね、例えば一週間に3日、4日ないし、そういう日程で働けるかどうか、それから午前中または午後だけでもいいという、そういう複数の考え方を持ってやってみてはいいかと思うんですね。

僕も名寄のハローワークの所長ともいろいろ調べてきたわけですが、もしそれが下川の自治体でできるならば、ハローワークの方も助言、または指導をきちっと行うように通達がされているということで、その点は大丈夫なんですけど、現在、下川には名寄から約90名の方が通勤されているとのことで、下川から名寄、または風連、美深にですね、どのくらいの方が通われているか、それはちょっと把握していませんが、そういう方が就労のこともそうですが、住宅とかそういう面で条件が合えば下川に住むということも考えられるし、そういう意味で細やかなことを相談できる体制をつくるために、是非このやり方とい

うか…名称はどういうふうになっても構いませんけども、要するに今下川でどのくらいの方が求職されて、ハローワークに通っておられるか、そのへんはちょっと分かりませんが、そういう点で提案申し上げました。今、話した中で町長の答弁を求めます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっと数字的なものは把握しておりませんので、失礼させていただきますけれども、いずれにしても今この法案がいろいろと協議されているということは非常に画期的なことではないかなと思っております。ただ、自治体がどこまでそこを踏み込んで、所掌事務としてやれるかどうかという…作業量の問題もございまして、情報発信の度合いもあるのではないかと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、そういうマッチングをできる、そういうようなところは少し研究していく必要があるのではないかなということで、私は考えているところであります。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 先ほどですね、下川の方で就職希望されている方の数字が出てましたが、私の調べでは、町の三施設を含めて、民間の工場辺りを全部合わせますと、大体64の方が求職活動をされているという私の調べでございます。そういう方が名寄に通って、ハローワークで就職を探すことも…これは今までのやり方ですが、なかなか…仕事を辞められて、それから大体3か月ぐらいが一つの目安の期間なんですね。それ以上過ぎてしまうとなかなか名寄に出向いてまで就職をするという意欲がだんだん薄れてくるという…これ1年経ってしまうと本当に大変だということ…これも名寄の所長が話しておられました。その中で、下川でやる場合ですね、もちろん事業所の顔も見えるし、それから本人の顔もよく分かると、そういう中で、個別にきちっと相談に乗ってあげて、何とか就労の方に向かわせていくという、この作業が非常に大事なことで、是非ですねそういう意味で細やかな相談ができればいいと思うんですね。そしてもう一步踏み込めば、わざわざ役場…役場に置くかどうか分かりませんが…置いた中で、こちらからその家に…もしそちらの希望があれば出向いて行って個別に相談に乗る、そして本人の希望を聞いて、本人の目的というか、こういうところがいいという企業があれば、そこに出向いてですね、こういう時間帯、こういう日数で希望を持って、それなら働けるという人がいるんですけどもどうでしょうかと、こういうやり方なんです。これはなかなか…ハローワークはそこまで踏み込んでしませんから、ただ単にこの企業と求人の中を取り持つというかたちですけども、私の言っている提案はですね、この町の中で…限定するわけじゃないんですが、この橋渡し役をやる、そして町外に発信して、町外からもしそういう希望がある方の連絡が入った場合、住宅もそうですし、生活支援も含めて、もちろん職場も含めて相談に乗ってあげて、この町に定住できるような方向にもっていけるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今回の地方創生の目玉というのは、仕事をつくって、安心して生活をしていくという四つのうちのひとつがあるわけですし、そのへんは十分認識をしておりますし、当然、いろいろマッチングしていくというのは必要なことだと思っております。その役割を行政として法律が出来上がった中でやっていく…ポジションをつくることができるのか、あるいはまた午前中の議論の中にもありましたけども、社会的企業というのが逆にそういうところをマッチングする、そのサポートを行政がやっていくとか、いろんな選択肢があるんでないかなということを考えております。現実には、全国の求人関係のやつを…私も経験してきたんですけども、大体 100%求人する場合の割合として、広告を出して求人するというのが約 35%ぐらいなんです。二つ目ぐらいからは、要するに縁故関係…知り合いですとか、親戚ですとか、こういう方々で仕事を紹介してもらうというのが 25%ぐらいですから、この一つ、二つでもう 6 割なんです。ですから職安の…これ失礼な言い方ですけども、2 割職安という言葉…よくいわれるんですが、職安というのは 2 割ぐらいなんです。それで 8 割ぐらいになるんです。あとはその他ということなんです。いずれにしても求人広告と縁故関係というのが非常に求人する際にウエイトが大きいということですので、その中で町がどのぐらいの役割になっていくのかということとは、今後やっぱり研究していく必要があるんじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 御存知だと思いますけども、来年の 1 月 1 日から、雇用保険が 65 歳以上でも掛けられるということになっております。それで、先ほど話しましたけども、定年後に再就職するという方も…今は 65 歳までいることができますけども、一回リタイアしたことの…高齢者とはいいませんけども、60 歳以上の方が再就労をするのを若干抵抗を感じる方もいるんですけども、全部ではないですけども、その方々というのは今までいた職場の中で培われた技術力とか、そういう仕事の面の知識、そういうものは非常に大事だと思うんです。やはり企業としては、ある程度若い人を希望することは、これはもちろんですけども、そういう 60 歳以上の方でも、さっき言った労働条件さえ整えば、今までどおり 1 か月びっちりというわけにはいきませんが、半月でも働けるのならば、そういう条件で入ったならば、町の工場…木工場、林産業関係は非常に僕は助かるんじゃないかなと思うんです。そういうマッチングを、今、町長の答弁の中で行いたいというお話がありましたけども、下川町産業活性化支援機構ですか…ここでいうと雇用対策は商工会になってますね…一応。商工会でというお話もですね、いろいろ相談したんですが、やはりちょっと今の業務内容の中でこれを入れるということは、私の言った理想というか…そっちとはちょっと当てはまらなくなるんです。そういうやり方でやっちゃうとハローワークの中でやるようなことになっちゃうんで、そうではなくてやっぱり中でですね…先ほどからくどいように言っている個別に細やかに相談に乗って、そして企業と条件が合うようにしてやっていく。今まで一人でできたものが二人かもしれませんけども、これでもですね木工場辺りは生産ラインというのは大体流れ作業的なものがあるんで、一人欠けても事務職の方がそこにその日一日ついてやらなければ、そこで止まってしまうような感じ

のことも多々あります。そういう中で、今までの職場でのノウハウを持っている方、それからそのぐらいの仕事ならこなせる方もたくさんいらっしゃるでしょう。そういう方を相談に乗ってあげて、そこに入れるとえば、これは企業としても、今までの雇用体制とは変わってきますけども、私は良いと思うんですね。何回もくどいようで、町長のいい答弁を聞きたいので、よろしくをお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 職業というのは非常に難しくてですね、なかなか自分が必要とする…人材を求めていくというのは大変なわけなんですけども、去年の8月に産業連携会議というのを設置して開催させていただいたんですが、正しくその担い手対策というのが最優先課題ということで挙げられて議論されてきたわけです。その時に、実は企業間の連携というのも非常に大事だということもよく分かりました。いわゆる夏だけ働いて冬は仕事をしていないとか、冬は働いて夏は仕事がないとか…逆があるわけですね。それを業態間で情報交換をすることによって、その1年間が埋まっていく可能性もあるという。あるいはまた、必要としている農業に対して、建設業や重機を持っている人たちが対応していったり人材供給をしたりするという、こういうこともやっぱり同じステージに上がってですね、いろいろ情報交換をしていくということが大事だということをつくづく連携会議の中で承知したところであります。そういう中で、町として企業のいろんな状況を把握していく、その作業を果たして町が所掌事務としてやれるかどうかというのはこれから議論していく必要があると思うんですけども、現段階では、やろうということにはちょっと答えられませんので、少し研究をしてみたいなと思います。また、地域産業の支援機構の中でもそういうポジションがつかれるのか、あるいはまた、さっき答弁しましたが社会的企業というところがそこを担ってやることのできるのかと、そういうようなこともですね少し研究する必要があるんでないかと。最近はインターネットやメーリングリストを使っていろいろと情報を一元化できる方法もありますので、こういう手法も取り入れるのも選択肢の一つになるのではないかと考えてますので、いずれにいたしましてもそういう方法がいいのかどうかというのを少し模索してまいりたいなと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 私が縷々述べました…発言した内容をですね、是非参考にさせていただいて、一人でも多くの方が就労できるようなかたちで、また、一回リタイアした人も、また町のためというか…もちろん自分の生活のためもありますけども、そこに自分が貢献できる、自分がまだまだ人のために役に立つ人間だということを…そういうためにもですね、先ほど言った課でやっているそういうネットワークもつくる、また福祉課でやろうとされている…何と申したかちょっと忘れちゃったけども、そういう町外に向かって発信する行いも、それも大事だと思います。ですが、やっぱり下川町内にいる方、近郊にいる方も、是非町の企業の事業体がですね、円滑に生産性が上がるように、また3施設のことに関しても、なかなか人材が揃わなくて定員割れとかですね、それから今勤められてい

る方々が本当に職場環境が悪くなるようなことが起きないように、答弁の中ではなかなか言えないのかもしれませんが、もっともっとですね、スピード感を持ってですね、現場の職員の方がどのくらい苦労しているかということをやはり町長はもっともっと分かるべきだと僕は思ってるんです。そういう意味で是非ですね、今回提案したことを参考にしてください、就労支援に繋がるように期待しております。

では続きまして、高齢者の医療機関への受診時における付き添いを含めた移送サービス支援について。

これは65歳以上の高齢者等で、家族等による送迎が困難で、また自力で一般の交通機関を利用することも困難、もちろん自家用車もない方が、家族の付き添いで同乗し医療機関に受診を受けたいと希望する町民が非常に多いです。しかし、現行の外出支援サービスでは対応できません。何年も前からそうした方の要望が出ていたにも関わらず改善されていない状態です。町長は執行方針、それから120の約束でも、高齢者が安心して住み慣れた地域で、生きがいを持って生活することができるようにしたいと言われております。こうした切実な声に行政が応えることが大事ではないでしょうか。町長の見解を伺いたい。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「高齢者の移送サービス支援について」の御質問にお答えしたいと思います。

現在、本町では、人口の約4割を高齢者が占めているところでありまして、私の町政執行方針におきましても、「住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくり」を掲げ、様々な施策を展開しているところであります。

高齢者の通院に係る移送サービスにつきましては、「下川町介護予防生活支援事業」における「外出支援サービス事業」として実施しており、「高齢者等で家族等による送迎が困難で、自力で一般の交通機関を利用することが困難な方」を対象といたしまして、委託先である下川町社会福祉協議会の移送用車両により、自宅から町内外の医療機関まで送迎しているところでございます。このうち、認知症の方を含め介護度の高い方につきましては、介護ヘルパーによる介助を伴った送迎を実施しております。

この「外出支援サービス事業」は、道路運送法における自家用有償旅客運送に該当し、町内外の関係者による「下川町有償運送等運営協議会」において、運営方法や料金等について合意を得て実施しているものでございます。

議員御指摘の、移送車両への家族の同乗につきましては、医療機関から家族の同席を求められる場合など、必要性が高い状況もあると認識しているところであり、委託先である社会福祉協議会の体制強化や町内タクシー事業者等との調整等が必要でありまして、内容によっては、有償運送協議会において承認も必要であることから、制度上の制約を踏まえた上で、今後、関係者と十分協議しながら、課題解決に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

今後におきましても、変化する社会情勢に臨機応変に対応し、町民の声を広く受け止め、質の高い福祉サービスの提供により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう

施策を推進してまいりたいと思います。以上申し上げます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） この通院時における家族、身内がなぜ必要かという、一つは受診時におけるお医者さんとのお話がですね、本人だけでは上手く家族に伝わらないこともあるし、また、若干ですね認知症のような症状になってる方が、医者から指示があったことなどを全て覚えているということは…これは僕だって忘れちゃいますから、なかなか覚えていない、ということは薬一つとっても、家に帰って生活習慣の中で気を付けて良いことと悪いこと…そういう指示もなかなか伝わらない。ですから、下川の院長あたりでもですね、身内が一緒に来て欲しいという希望があります。

それからもう一つは、町外に行く場合、今言った社協…その中に家族は乗りませんから、受診を受ける方が一人、二人と乗って、そして時間の間はヘルパーさんが付いております。

ですが、御存知のようにですね、名寄へ時間に合わせて行っても、大体3時間、多い人は4時間ぐらい待機しなくてはならない…最後の薬をもらうまでですけども。その間はヘルパーさんといえども他人ですから、やはり身内の方がいて、そして一緒にそこにいるということだけで、この受診を利用する方の精神的な不安度というのがかなり軽減される。

そして、先ほどと重なりますが、在宅の中で健康な生活を行う、それから家族の負担も軽減するという、そういうふうに向いていくと私は思うんです。確かに、有償運送サービス業…これは陸運局…道路運送法のなかでですね、確かに決まりがあることは僕も知っています。それから関係機関があることも知っておりますけども、これはやはり町長の決断がなければ一步も進まない。先ほど、何年も前から家族の中で要望があるというお話をしましたが、本当にですね、社協辺りにですね、手紙を出したり、直接面談してお話をしてもなかなか通らない、そういう高齢者の声というものをですね、町長はやっぱり汲むべきではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 私の方からその実態を報告させていただきたいと思います。また、外出支援サービスの内容等もちよっと含めて実態、現況をお知らせしたいと思います。

現状での外出支援サービスは、登録者がいてのものでございまして、登録者が今114名、そのうち要介護認定を受けている方が80名程度おります。そして町外利用…名寄の病院に通っている方が69名で、平成27年度では延べ784回。そして町内の利用者が53名で575回となっているところでございます。今後、外出サービスを担っている関係団体と、この件につきましては協議を進めてまいりたいと考えております。ただ、受け入れる委託先の団体の介護職員の不足や、車両や人員の配置等の検討も含めて、これは早急に協議を進めてまいりたいと思っております。なお、どうしてもそこで担えないとなった時のためにも、その時は町内にある民間業者等も利用しながら、そういうことを可能であればやっていきたいなど。ただ、料金については、おそらく介護予防の料金、対価等でできるのが

一番かなとは思っていますので、その交渉等も含めてやらなければならないと思っているところでございます。ただ、出来るのであれば外出支援の中で協議を上手く進めればということでございます。

そして、この付き添い人を、改めて家族も含めて同乗できるようにするという事になると、先ほど議員が仰いましたように有償運送協議会の中で、同意を得た中で進めるようなかたちになろうかと思えます。ただ、今、付き添い人というのがヘルパーさんを付き添い人として認めておまして、その運転手、ヘルパーのほかに複数で行く場合は最高で7人の方が同乗できるようなシステムとなっておりますので、先ほど仰りましたように車両のやり繰り、運転手のやり繰りが、家族を含めることによってできるかどうか、そこももう一回、改めて協議をしておすというかたちになろうかと思えます。また、家族等の付き添い人の定義等も、その協議会の中で決めて、どういう場合に利用できるのか、そういうところも含めて検討しなければならないのかなと思っているところでございます。検討して実現に向けて取り組んでいく場合もですね、スケジュール感…そこを私の方から報告させていただくと、また取り組んでまいりたいのは課としては考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 町長の120の約束の中にですね、福祉施策の中の60番に「在宅介護者が同居する家族の支援を図り、負担を軽減します」というのがありますね。それから75番には「通院に係る移動（移送サービスなどの交通機関）を充実します」という約束が入っています。これは是非ですね、町長も就任されて一年、やはり日本一幸せなまち下川ですか、その言葉だけが踊ってしまうようなことがないように、やっぱり町民が実感として受け止めてくれるようなまちづくりのためにも、是非良い方向に進めていただきたいと思えます。

今、課長の方から、今の外出支援サービス事業のお話があったんで、料金的になるとですね、例えば今、2km以内が290円、10km以内が370円、10km以上が450円、そして町外が950円という料金設定になっていますが、確かに私もですね、課題はですね…もしこれをやるとなると車両数の問題というのはよく分かります。それから現行の道路運送法ではやはりこれではできないと、それはよく分かります。ですが、今現実の問題として、全国で認知症の有病が想定される方というのは、今年度は約520万人に迫っている。そしてこれからの高齢者の6人に1人がですね認知症を発症する可能性があるというデータの中で、今この議場にいる我々もですね、他人事ではなくて、そういうことも家族の中に、また自分がですねそうなる。はじめの町長の答弁にあったとおり、下川が高齢者率40%近くになっている中でですね、これからもこういう家族の不安を持った人が増えることは当然考えられるし、そういう意味で早め早めにですね、町としての手立てを是非検討して、そして実現に向けて進むような方向でやっていただきたいと思えます。

続きまして、主権者教育の今後の取組についてということで、教育長に御質問いたします。

昨年、公職選挙法が改正されて、選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き

下がりました。このことによって、今年の6月19日に施行されて、7月の参議院選挙から実施されることになるわけですが、これに伴って、昨年の12月末ぐらいに文科省、また総務省から高校生向けの副教材を作成して、全国の国公私立高校に配布されています。

町として、または教育行政として、主権者教育について、どのような取組を考えていらっしゃるか伺いたい。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 斉藤議員の「主権者教育の今後の取組」につきまして、お答えをさせていただきます。

御案内いただきましたとおり、平成28年6月19日に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行されまして、公職選挙法に定める選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられます。

このような状況の中、小中学校におきましては、児童生徒の発達段階に応じて、主権者として社会に関心を持ち、政治に参加することの大切さを学んでおります。

下川中学校におきましては、社会科の授業の中で、選挙や政治の仕組み、地方自治などについて学び、知識や考え方を深める学習を行っております。また、今年度から生徒会選挙において、選挙管理委員会から本物の投票箱を借り受け、投票を行っております。

また、昨年7月23日には、谷町長が開催しました「ようこそ町長室」において、下川中学校の生徒会の代表が、町長、副町長にまちづくりについて自分たちの考えを述べております。

このような取組が、主権者として自覚し、社会参画の力を育む教育の推進に役立つものと考えております。

今後におきましても、子供たちが自らの力で明るい未来を切り開いて行けるように、選挙管理委員会・学校・家庭・地域が連携し、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に努めてまいります。

以上申し上げます、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 先ほど述べました文科省、総務省から配布された、題名が、私たちが拓く日本の未来という副教材ですが、これは三つの部門に分かれてまして、解説編、実践編、参考編に分かれております。例えば、解説編の中では、簡単にいいますと選挙の仕組みや投票の流れ、それから議員や政党の役割、それから若者の低投票率による影響がどのぐらいあるかと書いてあります。また、実践編…これは内容としては話し合い、それから討論の具体的な手法、その中で模擬選挙、それから模擬請願、模擬議会の方法などが書かれています。最後の参考編の中には投票や選挙運動に関するQ&Aという…質問して答えるような方式で書かれているそうです。全国の高校では、今までもこのようなことができるまでも、将来を見込む…18歳選挙権というのは…これは45年ぐらい前から議論さ

れていることで、それで今回なったということですが、例えばですね、岡山県のある高校では、地域や学校内の課題について投票するという、そういう取組も行っています。

また、面白いと思ったのは、県立岐阜高校ですけども、歴史上のいろんな出来事ありますね、それを参考にしながら、例えば関が原の戦いで…地元ですから、東西両軍のどちらに味方するのかというテーマに全校生徒が投票するという、そういう取組も行っています。

私はですね、高校生からみた地域の課題、そしてそれに対する解決法などを話し合ったりする…討論するという、そういうのが望ましいかなと思うんですけども、要するにですね、早くから社会とか政治に関心を持つような取組も大事ではないかと思うんですね。

例えば、今までは20歳からの投票権だったので、ある意味ですね、高校生が高校卒業されて社会で2年間ぐらいの社会の中で…出て行ってですね、人生経験が2年ぐらいあるわけなんですね。そして20歳になって投票するという一つの政治参加をするわけですけども、今回の現行法の中では、18歳ということで、遅生まれの方は在学中に18歳になる方もいる。早生まれの方は卒業間近になってしまう。そうするとそういう何もない方が政治参加するということは非常に厳しい。現状でも20歳代の投票率というのは非常に低くて、ちょうど同じ20%台ということです。僕はですね、投票させるとかですね、そういうことが目的ではなくて、年が10代であってもですね社会情勢のことに関心を持つという取組が大事だと思うんですね。これは学校の中だけではできないと思うし、学校、地域、そして家庭の中でこういう取組というのがやってくれば一番いいんじゃないかと思うんですね。教育基本法という中に、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うという、公共の精神というものがあるんですね。それで、この公共の精神を育てることが主権者教育ともいわれています。先ほどいった政治の基礎的な知識がなければ、18歳になったからといって正しい選択はなかなか難しい。そしてこの主権者教育の充実というのは、本来の民主主義の強化に繋がることだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今、先進的な事例といいますか、全国各地で取り組んでおられるような内容についても御紹介いただいたところでございますが、小中におきましては、特にいかに政治の働きを身近に感じることができるか、こういったことが取組としては重要でないかなというふうに考えております。小学校、中学校の一端をちょっと御紹介させていただきたいと思いますが、学習指導要領の中でございますが、特に3年生の中においてはですね、私の町、みんなの町、働く人と私たちの暮らしですとか、そういったものを実際に本町の役場であるとか、この議場であるとか、そういったところを見学し、どういった場所なのかということや学んだりですとか、実際に商店を訪問したりですとか、工場の仕事を見学したりですとか、実際にはうどんを製造しているところを見たりですとか、そういった地域の中の状況というものを小学校3年で学ぶ機会を設定しているということでございます。それから、小学校6年生になりますと一歩進みまして、私たちの生活と政治ということで、三権分立であるとか、そういったことを学んで、社会というものが司法、行政、立法ですね、そういったもので形成されているということや学んだりですとか、具体的な学びがございます。また、中学校にいきましても、それぞれ学習指導要領の

中で、私たちの暮らしと民主政治、民主政治と日本の暮らし、こういったものが10時間ほどあるそうですけども、そういった中で実際にその政治というのは大人だけのものでもなく、子供からですねやはりそういった意識を醸成していくということがやはり今後、先を見通したときに重要なことではないかなと思います。

それから、御紹介をいただきました高校の副教材でございます。私も…これでございますけども…同じものかと思えます。これについては70年振りにその公職選挙法の年齢が引き下げられたということを受けまして、昨年12月に総務省、それと文科省、両省で作成して、副教材が全国の国公立、私立の高校に配布されております。また、指導者に対しては、活用のための資料が12月に配られたばかりということで、実際にこの副教材の運用は今年になってからスタートするというのが高校の実態ではないかなというふうに思っております。近隣の名寄高校においては、模擬投票なども行われておりまして、下川商業高校の先生たちもそういったものを見学に行くというようなことで、実際にこの有権者に求められている力をですね、高校生に指導すべく研修をしているというふうに承知をしているところでございます。抜けている部分もあるかもしれませんが、私の認識しているところは以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今、教育長からですねお話がありました。確かにですね、来月…4月からの新入生を含めた、そこからの取組になると思います。

ただ、今、改正になって、そして即7月の参議院選挙から実施されるということで、一つのいい時期、契機だと思うんで、そういう意味で、高校だけではなく、できれば何らかのかたちで小学生は小学生用に、中学生は校長先生のお話を伺うとですね、生徒会の投票の時に町の投票箱をお借りして行ったという事例もお聞きしました。ただですね、懸念がないわけでもなくて、そうした取組の一方で、教育現場に政治教育を持ち込むことに難色を示すという向きもあることも事実なんですね。それで、教育現場でどういうふうに政治的中立を担保するのかという、ここが一つの課題なんですけど、これをあまり強調しちゃうと先生方が萎縮してしまう、そういうことも…これから取組ですから、懸念もあるということをお話しておきます。これからいろんな意味で、小学生だろうと中学生だろうと高校生だろうとですね、この小さな町が…町長が何をやっているんだろうとか、私たち議員が何やっているとか、そういうある意味ですね、下川の町の社会…町を動かしているというそういうものに興味を持っていけば、子供たちというのは将来の宝ですから、立派な社会人に育つための一つの取組じゃないかと思うんですね。この主権者教育を通じて、子供たちというのは社会のプロセスを学び、そしていろんな取組の中の体験をすることによって、今までと違った政治に対する見方というものが変わってくる…成長してくるんじゃないかと思うんで、そのへんもですね教育現場ですからあまりあれですけども、是非良い成果が出るような取組ができるように期待したいと思います。町長何かありましたらお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 日本国で初めての取組ですので、我が町でも慎重にやっていく必要があると思うんですけども、いずれにしても今日本で20歳から18歳に引き下げになることによって240万人ぐらいの対象者…有権者が出てくるということで、ただ、世界を見るともう既に8割以上、この18歳から20歳ぐらいの間に施行しているところがあるようでもありますので、日本としてはある意味で遅きのところもあるんでないかと考えてます。

ただ、一方で、今、議員が心配されるように、少年法との問題もありまして、例えば違反者が出た時にどういふようになるのか、実名はどうなるのかとか、こういう問題いろいろあるのではないかと危惧されるところであります。さらに、小学校から教育をしっかり施していかなければ、18歳になった年齢の中で、選挙日でやはり…選挙する人とできない人ということになりますので、そこが不公平感も出てくるわけですね。そのへんは小さいときから指導したり、教育をしたりするということが必要なんじゃないかと思っています。既にどの学校も児童会とか生徒会を決めるときには選挙で役員を決めているという、そういうルールもあるようでもありますので、それを少し充実させて、18歳からの選挙に向けて取り組んでいくことが必要なのではないかと思います。

○議長（木下一己君） これで、斉藤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号5番、5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 私の方からは、町長の10の主要公約と120の約束について。それともう一つ、町長の公職についての二点について御質問いたします。

まずは、一つ目、10の主要公約と120の約束についてお聞きします。

昨年の町長就任から間もなく一年が経とうとしていますが、町長が掲げた120の約束。

最初、120という数字を聞いたときは、随分多いなと感じたところではありますが、私の記憶では、町長は優先順位を付けて、急ぐものを最初の2年で行い、後半の2年で残りをこなしていきたいと言っていたと思うのですが、今現在、その進捗状況はどの程度進んでいるのか、細かくなって結構ですのでお聞きします。以降の質問については、自席にてお聞きします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 大西議員からの「10の主要公約と120の約束について」の御質問に答えたいと思います。

私は、昨年4月の統一地方選挙の立候補に際し、町民の皆さんとの「120の約束」、そして「10の主要公約」を発表いたしました。この4年間、私が町政の舵取り役として町政を進めていくための基本的な考え方として、「まちづくりの政策の柱」と「身近なまちづくりのやくそく」を町民の皆さんにお示ししたものでございます。

御質問の「今現在、その進捗状況はどの程度進んでいるのか」についてでございますが、「120の約束」では、町長就任前から継続して実施しているもの及び平成27年度で新規、

拡充を図ったもの、平成28年度予算で新規に取り組むものを含め、約8割程度は実施できていると考えております。それ以外の現在検討中のものにつきましては、早期に実施できるように取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 8割程度は実施できているものとのことですので、かなりいいペースで公約を実現させてきていると評価できるものであります。

その「120の約束」の中に、職員の意識改革という括りがあります。町長は、職員との意見交換の場を設け、30歳以下の若い職員との意見交換、また女性職員との意見交換を早々に行ったと聞いています。その意見交換の中で、役場庁舎内のトイレの改修、また残業しない日…ノー残業デーですか…など、様々な意見とアイデアが出て、町長は良いアイデアを早速取り入れて実現しているものと認識しています。しかし、主査職といいますか…中堅職員との意見交換が未だに行われていないとの話を聞きます。中堅職員の方たちは当然自分たちとも意見交換を開いてくれるものだと思っています。良いアイデアもたくさん持っていると思います。中堅職員の方たちとも是非意見交換会をするべきだと思うのですが、なぜ行われていないのか。意見交換のそもそもの目的は何だったのかお聞きします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、議員が仰るとおり、若い方の職員と、それから女性職員と、27年度においては実施いたしました。今後、28年度以降、私の任期の中で、いろいろなジャンルというか、いろんな世代、そういうところといろいろと意見交換の場をつくっていきたいなと思っています。当然、仰られた主査職については、28年度の早いうちに実施してまいりたいなと思っています。2回ほど開催して、非常に良かったなと思うのは、やはりどうしても首長というのは選挙で選ばれてきて、少し遠い存在にみられるところがありますので、そういうところを少しでも近づけていきたいというのがありますし、自分が考えている思いを、単なる会議の中だけで示すのではなくて、意見交換の中でもっとラフにですね伝えていって、そしてそれを吸収していただいて、自分たちの施策に反映していただくと。さらに、自分たちが今、この雇用を受けている中で、環境はどういう具合になっているんだろうと、その一つが実はトイレがあったんですね。役場庁舎というのは、こういう施設でありますので、町民の皆さんが利用するのもあります。しかし、町職員が使うのが圧倒的に多いわけですね。そういう意味では、そういう環境もつくってあげて、より良い仕事をしていただくために、そういう設備投資も必要なんじゃないかなということで意見を反映したところでございます。また、女性職員からは、玄関のところに町民の人が来たら傘を置いたらどうだろうと。傘を持ってこないで来たら、帰り雨に濡れてしまうと。早速、安い傘ですけども、何本か置いてですね、町民の方々に利用していただくと

いう、こういう意見も反映させていただきました。ですから、お金の掛かるものもありますし、お金のあまり掛からないものもいろいろあるので、そのへんはこちらでしっかりと判断して、そして決行していきたいなど、このように考えております。また、そういう意見交換のスケジュールというのは、これから年間スケジュールというのをつくっていきたいと思っています。これは先ほど公区懇談会の話もしましたが、所管課の中の担当している様々な団体とか住民の組織の中に一つか二つ必ず年間のうちにスケジュールを作っていますね、そして私が出向いて、そしてその組織団体と意見交換をしたりですね、住民の皆様と色々な課題を求めたりですね、そういうことを年間一定程度決めていきたいと

それを住民側のものと、庁舎の主査職とか若手だとか女性職とか、そういうのを分けながらですね進めてまいりたいなと思っていますところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 年間通じて数回にわたってでもやっていくという、そういうような町長の考えは大変評価できるものだと思います。本当に良いアイデアがたくさん出ていると思いますので、どんどんやっていただきたいと思います。それとですね、先ほど町長も若干言われたと思いますけども、職種ごとですね、保健師さんですとか、看護師さんとかの意見交換も大いにやっていただけたらいいなと思います。

次に「10の主要公約」についてお聞きいたします。「10の主要公約」の中に、除雪・排雪における町行政と民間との体系的な仕組みをつくり出すというのがあります。これについて一つお聞きします。

私も除雪業に関わっていることもあり、この公約については賛同できるものがあります。

町内の除雪業者が共通の問題点や疑問点などを一緒に解決していくという地域連絡協議会を来年度に立ち上げるべく、準備会も先日開催されています。まだ準備会の段階ですが、多くの業者が…全ての業者が賛同していくためにも、町として相応のバックアップが必要になると思われます。考えをお聞きします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 昨年の経緯は建設水道課長から説明させていただきますけど、私から考え方だけ…。

やはりこれは北海道全体にいえることなんですが、積雪寒冷地で住民アンケートをとると、一番最初に問題に出てくるのが除雪・排雪問題なんですね。多くの人たちが住宅環境、職場環境の中で困っている方がいっぱいいると。特に下川のように高齢者が4割ということになってきますと、非常に体力的にもそういう除雪・排雪するのが難しくなってくる。

そこで、今回この主要公約の中に一つ挙げさせていただいて、まず所管課に指示したのは、実態をしっかりと調べてくれということで指示をいたしました。そこから始まって、今後そういう連絡の体制をですね、しっかりとつくっていくことが必要ではないかということで進めているところでございます。今回、前の補正の中でも、除雪・排雪のダンプトラックの補助率を上げたりですね、あるいは今回、町道の排雪等も回数を一回増やしたりと

か、こういうことで費用は少し高くなっていますが、住民の皆さんには…住民サービスとしてはニーズに応じていくことができているのではないかと考えています。そういうことで、ちょっと経過は建設水道課長の方で説明させていただきます。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 今年度、非常に大きな積雪がありまして、皆さん大変不便を掛けたところがございますけれども、皆さんの御協力の下に様々な業者の方が排雪をして、町道等のサービスにはより良い効果が出たと思っております。昨年度、事前に町内の排雪される業者の皆様について聞き取りをさせていただきました。その中で、18業者の方がおられまして、昨年度2社の方が業務をやめられるというようなことを伺いました。

また、1社が…個人の事業者の方でございますけれども、増えたということで、全部で17業者の方、それらの方の実際にやっていらっしゃる箇所…そういうものを地図にまとめまして、我々としても検討を重ねてまいりました。また、その方たちの一部組合をつくっていらっしゃる方がございまして、そこの方たちに課題と、それから町に対しての意見等をいただきました。そういう中で、今回またその方たちが何らかの集まりというのを模索しているということもお聞きしておりますので、また、それらがある程度固まった段階で、我々としても参加させていただいて、その課題等の解決に向けていきたいなと思っております。

今回…先ほど町長が申しましたように、自主排雪の拡充、また排雪についての一回分の補正というかたちをさせていただきました。非常に今年度は…最初に申しあげましたように積雪が多い中で、的確な方策を取れたなというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 今の建設水道課長の答弁、非常に分かりやすい答弁をいただきました。これから業者がですね、今は準備会の段階ですけども、連絡協議会というようなものを立ち上げていくということで、いろんな問題がまだ残されていると思います。それで、やはり町がですね、そこへ入ってきていただいて、町がいろんな考えを示していただくことで、業者間の中でも一つになっていけるんじゃないかなというような思いがございます。

除雪の支援を受けたくても受けられない方がまだまだたくさんいます。そういう方たちを一人でも減らす施策をですね、早急にさせていただくことを願うところでございます。

次にですね、二つ目の「町長の公職について」質問いたします。

町長は毎日が多忙で、一日24時間では少ないと思えるぐらい忙しいことと思われま

す。下川を出て、宿泊付きの公務出張なども、議員・議長を務めていた時よりも数段に出張の回数が増えていることと思われま

す。町民の皆さんが町長についての印象を語る上でよく聞くのが、「出張が多い」「役場にいない時が多い」です。行政端末で町長の行事日程が配信されるようになり、それを見た町民の皆さんの感想とも思われま

町長なんですから忙しくて当たり前、出張も多くなって当たり前なんですしょうが、ここで一つ質問いたします。

町長は議員当時からいろいろな職に就いておられます。例えば、NPO日本自治アカデミーの理事長ですとか、平成27年3月の段階で、私の知る限りでは四つの公職と、三つのまちづくり関連の任意団体に所属されています。

町長になった今でも続けられている職がいくつあるのかをお聞きします。

また、町長になってから、その職での出張回数はどれだけあったのか、あわせてお聞きします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 大西議員からの「町長の公職について」の御質問にお答えしたいと思います。

私は、5月1日に町長に就任してから、行政用務等で数多くの出張に出ておまして、7月から町長、副町長、教育長の行事日程を行政情報告知端末、あるいはホームページにより町民の皆さんにお知らせをしていることから、「出張不在が多い」との声をいただくこともあります。出張に関しましては、その用務の意義、効果などを考慮して決定しているところございます。

御質問の「現在も続けている役職」についてでございますが、現在、役職に就任しているのは、NPO日本自治アカデミー理事、カルチャーナイト北海道、はまなす財団理事、北海道遺産協議会理事、北海道地域農業研究所集落対策委員であり、町長就任後、日本自治アカデミーでは3回、はまなす財団2回、北海道遺産協議会2回、集落対策委員2回の会議に出席しております。

これら公務以外の会議につきましては、町長としてではなく、私個人として役職をお引き受けしているものでございまして、公務を優先するとともに、公務に支障がないよう調整して、休日に開催された会議に出席することにしております。

以上申し上げまして、答弁いたします。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） その職などで培われた人脈、また下川のまちづくりのためにも有利な点があると思います。しかし、町民の皆さんが町長の出張回数などを気にしているということは、少なからず不安を抱いているということだと思います。そういった不安、心配をなくすためにも、少しずつそういう職を減らして、町政に御尽力していただければいいなと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおり、私個人で数回そういうかたちで出掛けておりますけれども、5月1日に就任してから土日がほとんどない状況で、ある意味ではパークゴルフ

をしたいという日…一日、そういうときをこういう出張に…私のプライベートな出張にしているというところでありまして、住民の皆様がそこをトータルでものを考えるというのは、ちょっと私にとっては意外でございます。いずれにしても道の関係の役職は三つ辞退をさせていただいて、5月の段階で辞表を出しましたので、かなりなところ負担が軽減されておりますし、また、今やっております日本自治アカデミー、あるいはまた北海道遺産協議会、さらにカルチャーナイトの役員については、これ実は下川町に大変優位に働く可能性のあるものでございます。既にはまなす財団については、下川町が取り組んでいる事業に対しての補助関係が出ておりますし、ここの議長をやっております丹保さんという北海道の道立総合研究機構であります。昨年7月に下川町と連携協定を結びまして、5か年の今研究をやっていると。こういう関係で、やはりネットワーク形成を、ほかの首長さんとは違うという、ここをしっかりとつくっていかないと、下川町は今の地方創生に生きていくことはできないと、私自身は自負をしているところでございます。そういう意味でも、こういう役職はできるだけ…公職は優先させますけれども、いずれにしても私のプライベートな部分でも下川町に役に立つ、そういうものを反映できるように頑張りたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 今、務められている職について、下川町にとって大変有利に動いているということは理解できるものでございます。

最後になりますけれども、町長になられてもうすぐ一年、今までの一年は継続事業などを進めてきたことと思われそうですが、新年度からは本当の意味で谷町政が始まると思っています。町民の皆さんも谷町長はこれからどんな政策を打ち出してくれるんだろうかと期待しています。大変多忙なことは承知しています。かつて下川の若大将といわれた谷町長も、今ではそう若くはないんです。過労で倒れても困ります。自分の身体とも相談しながらですね、健康に留意されて、町政に御尽力していただければいいなと思っております。この点について、何か意見があればお聞きして、私の質問を閉じたいと思っております。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 健康管理はうちの家内に常に言われている問題でございますので、しっかり管理できるようにしていきたいと思っております。私の人生設計の中に五つございます。

一つは、ネットワーク形成をしっかりしていきたいということで、要するに人脈づくりです。それと人と人の意見交換の場をつくっていくと。二つ目は、自分自身の成長を促していきたいと、人格形成をさらにやっていきたいということです。三つ目は、健康管理をしっかりやっていくということで、検診と人間ドックは欠かさず私は進めていきたいなと思ってます。四つ目はですね、やっぱり社会の中で信用価値形成をしてまいりたいと、このように考えております。最後は、家族との人生設計をしっかり考えていくということでもあります。この五つを自分の人生の規格として取り組んでいって、これまで何十年と暮

らしてきましたけども、これからどのぐらい命があるか分かりませんが、でき得ることを下川町のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。
以上です。

○議長（木下一己君） これで、大西議員の質問を閉じます。
次に、質問番号6番、1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） 町長におかれましては、ライフワークの一つに健康管理ということをして、仰ったばかりで、今日は9時半からロングランで、私も間違いなく一時間以内に終わらせたいと思いますけれども、しばらくお付き合いを願いたいと思います。

それでは最初に、質問通告にあるとおり、各種審議会等の在り方について、お伺いをしたいと思います。

地方自治法の規定によりまして、附属機関の性格を有するものは、名称の如何を問わず条例によらなければ設置できないということになっております。また、条例で設置する附属機関は、審査または調査のために行われる機関に限られているということは御承知だと思います。正に釈迦に説法であるかと思っておりますけれども、あえて申し上げたいと思うんです。

そこで、下川町における審議会等のうち、都市計画審議会などの法定による必置の附属機関と、条例、規則、要綱等による任意設置の審議会等の設置の総数と委員数、そして通告では私、その内訳をお願いしておりましたが、そのうちの女性の委員数と登用率、さらには全ての会計を合わせた委員の報酬の総額を伺いたいというところでございます。

町長は、各種審議会の在り方を検討し、町民の意見を反映することを自身の公約に掲げておられますけれども、任意設置した審議会等について、総合計画審議会等の委員数を増員をして、総括的に設置をし運営する考えはないか。まずこの点を最初にお伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員からの「各種審議会の在り方について」の御質問にお答えしたいと思います。

御質問の一点目の「各種審議会等のうち、必置の附属機関と任意設置の審議会等の実態」につきましては、現在設置している法律で設置が義務付けられている、または法律の規定により設置している各種審議会等は14ございます。委員数は146人、報酬は、平成28年度当初予算ベースで96万円であり、その他任意で設置している審議会等につきましては25、委員数は173人、報酬は186万円でございます。女性の委員については、再答弁の中でさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

御質問の二点目の「任意設置した審議会等について総合計画審議会等の委員数を増員するなど、総括的に設置する考えはないか。各種審議会等の設置意義、運営等の在り方」につきましては、審議会等の設置は、それぞれ目的をもって設置されているものと認識しており、これまで委員任期の関係や過去の設置の経緯、経過等を踏まえ、審議会の再編統合

等につきましては実施しておりませんが、検討する時期にきていると認識しているところであります。総合計画審議会での総括的な審議や審議内容が重複している、あるいは似通っている審議会等の再編なども含め、今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 最初の質問については、検討する時期にきているというお答えですし、重複等の委員の再編成についても検討していきたいという旨の答弁がございましたが、昨年6月の第2回定例会で、町長の公約に関して私が審議会、委員会設置の在り方で一般質問させていただきましたが、個別の審議会等を統合した、いわゆる表現としては大審議会制を導入し、効果的な運営を検討するよう提案させていただきました。町長は、この大審議会制度は非常におもしろい制度と…おもしろい考えだという表現を使って答弁をされておりましたけれども、その結果、ハードルが高く実現は難しいということをお答えされております。

そこで、新年度予算で各種審議会、委員会等の任命、委嘱は、私どもの資料としていただいている給与費明細書によりますと、一般会計で466人、報酬額も合計で5,441万円…これは町長の…特別職と私ども議員の報酬を除く額ですから、当然、農業委員会、各行政機関の委員も入っているんでこれだけ膨らむわけですが、その中で、先ほど答弁があったように、あわせて諮問機関等の委員は39委員会、319人で、合わせてその報酬額は282万円という答弁がございましたが、このあたりについてはおさえ方が違うので別に言うところではございませんけれども、私が気になるのはですね、この報酬を支給しないで、要綱等で委嘱している委員数を加えると、この466人という数が、延べ500人を超えるのではないかというふうに予想しております。報酬支給の対象とせず委嘱をしていることには問題はないのか。また、逆に予算措置のみで、設置根拠が別に規定のない委員会等も見受けられます。そういった分については、この際、非常勤の特別職員として条例がございませうから、統一した対応をするようにすることができないのか。まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 附属機関として今設置している審議会、委員会等で条例化されておらず、規則、要綱で制定されているもの、そういうものについて今後条例化をするように考えてまいりたいと思います。

あと、女性委員につきましては30%になります。人数でいきますと、任意の設置の委員数のうち52名、30%ということになります。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 今、聞き違いでないですよ。条例で規定するという総務課長の答弁ですが、私は全てを条例等で規定してくれといった覚えはありません。ただ、待遇とか…報酬を支給するのかもしれないのか、あるいは報酬ではなくて報償費にすると…そういった意味で、この既存の条例を適用するのであれば、しっかりとした任命、委嘱をして、報酬を支給すべきだし、そうでなければ単に臨時的に開催する審議会委員とかそういうものであれば謝礼で済ますんでないかということで申し上げたところでございます。

それとですね、追加で答弁のありました女性委員の…30%ですか、これについては全体の委員を挙げていると思うんです。そこで再度お聞きします。女性委員のうち、保健推進員を除いた実質女性委員の登用率は何パーセントになりますか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 231名中、69名…これにつきましても29.7%…約30%ということになります。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 今、保健推進員を除いてもその数字に近いということで了解いたしますけども、それでは再度お聞きしますが、今仰られた諮問機関、附属機関の委員のうち、それぞれの委員会等に重複して就任している委員の実態を教えてくださいと思います。

ちょっと通告に入れてなかったんで、この重複委員については多分正確な数字とか、たとえ大雑把でもできないと思うんで、その分について私が聞いたかったのは、重複委員が何人いるかということが主ではございませんので、ちょっと質問を続けさせてもらいます。

何人いるかということですが、私の手元の資料で調べた限りではですね、8つの委員会に所属している人が1人、それから5つの委員会に所属している人が3人、4つの委員会に所属している人が6人、3つの委員会に所属が14人、こんなふうにですね非常に重複している委員が多いということが実態として、調べた結果分かるんですけども、これは別に最近はじまったことではなくて、過去からこういう傾向にあったということは承知しておりますが、そこで、この重複する全員はですね、それぞれの審議会、委員会等で団体の代表者を充て職として委嘱したり、あるいは審議会等の数があまりにも多いということがこの原因にあるのではないかなというふうに私は判断するところでございます。

特にですね、町長が昨年就任した以降ですね…別に悪い意味で言っているわけじゃないんですけども、町長の私的諮問機関であると思われる各種検討会、連携会議、こういったものが続々とといったら語弊がありますけども、随分と設置されているというのが随所に見受けられます。また、これからも設置しようとしていることが随分聞かれます。そういったところを考えると、町長はこのたくさんある審議会、委員会等が、町長の思いを果たすために十分な審議会でないというふうに判断しているのかどうか。そのへんちょっと率直なところをお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私が就任してから住民の皆さんを含めての会議というのは産業連携会議だけであります。あと福祉関係はこれは庁舎内のことで…。今後それについてはオブザーバーで意見聞き取りとして、団体の方や住民の方に来ていただいて、その連携会議の中で意見交換するということはあると思うんですが、現状では今は産業連携会議ということで…これについてはですね、こういう審議会との考え方と全然違う…本当に生業をやっている方々のいろいろ調整をしていくということでもありますので、考え方をちょっと別にさせていただければと思っています。

それから、本当に審議会の数が多いということで、法的にはどうしても設置しなければならないものがありますので、これは優先順位でやらなければならないんですけども、これについても今後、去年の6月にいわれた大審議会制というのが、本当に効率よくやれるのかどうかという、それから人がですね、そこまでしっかりと理解をして参加してくれるのかどうかということも含めてですね、協議をしていく必要があるんじゃないかと思っています。最近では公募するとほとんどゼロなんですね。それから、時間設定…日中やると仕事を持っている方々が出られない、夜やるとまたそういう夜の時間帯が出られないとか、いろいろ…3,000人強の人口の中で審議会の委員に就任していただくというのは大変なものですから、どうしても重複になってしまっているというのがあるんじゃないかと思っています。

それから、もしこれを少し抱き合わせで、数を…2つを1つにしていくとなった時に、過去には農林の審議会があって、農と林の審議会でもどうしても議論が偏ってしまうと…そこでそれぞれの審議会をつくって専門的な委員の人たちに御議論いただいたという、そういう制度設計もした経過がございます。いずれにいたしましても、現状の審議会が議員の仰るようなことで、いろいろ不備があるものももしあればですね、いろいろと改正をしていきたいなと思いますので、それについてはこれから協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今、町長からそういう答弁で、特に自分が就任してからは僅か1つだということですが、私の質問が続々とやったことが全く嘘というか誇大ということになりますので、私も後ほどしっかりと調べて、またお話したいと思いますが、いずれにしても去年の5月以降就任をして、新年度予算等を見させていただいた上で、そういう判断をしたわけございまして、私の現役時代から含めるとですね、8年、9年と経っておりますので、その間にできた審議会もあろうかと思っておりますので、もしそういった意味で私の調査の間違いであれば訂正をさせていただきたいと思います。

それで、今、答弁いただいた中にですね、例えば農林業のお話もされました。それから商工業…中小企業振興審議会…こういったものがありますが、そういった基本条例というのがある、その審議会の委員構成に関してですね、当然知識を有する方が必要だという

ことは私も十分理解できるところであるし、必要なことだというふうに思います。しかしですね、これら基本的な審議会、委員会の中に、関連産業、関連の事業所…こういったところに深く関わりの持つ方が委員の多数を占めるということは、そこで出される意見が偏ってしまう可能性があるのではないかと、こんなことを危惧するものでございます。そういったことを考えるとですね、前回もお話しましたが、必置の附属審議会を除く任意の審議会等は可能な限り統合して、そして大きな審議会として常設しておくことで、そういったことに対応できるのではないかなと。あとは方法論ですけども、小委員会や部会等に細分化して調査検討を行うということにすることが効果的でないかというふうに思いますが、そういうことで総合計画やプロジェクトの政策立案、政策形成を町民と協働で行うという町長の公約にも合致するというふうに思いますが、私の言っているのは、全てを統合しろという意味ではございません。可能な限りということですので、その点を含めて今一度、答弁をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおり、必要とあるものは抱き合わせでやっていくというのが必要ではないかなと思っています。総合計画などは4つの部会で20人という審議をしております、今回、後期の計画とともに総合戦略が入りましたので、その中で横断的に2人ずつそこから抽出して、1つのプロジェクトチームをつくったという、こういうやり方もありますので、審議会を2つを1つにしなから、その中に小委員会や部会をつくって、そしてまた協働で審議をするという、そういうやり方もいろいろ考えられるのではないかと思いますので、少し協議をしてみたいなと思います。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今、さっそく検討したいということですが、さらに質問を続けさせていただきますけれども、いわゆる細分化することで、意見の反映が容易となりまして、審議に参加された方もですね多少の満足感が得られると思います。というのは、昨年暮れの総合計画審議会の各部会で、いろいろ部会に分かれて議論した結果が答申の意見として付されている内容をみますとですね、かなり今までとは違った手法の部会の審議を通じて、いろんな意見が出されていると。こういうことからみますと、是非こういった細分化することで、より参加することに意義があるし、小委員会が自主性を尊重することなどですね、どういった会議を進めていくかという会議自体の選択肢も増えてくると思います。したがって、これからは…ただですね、当然、必要な有識者というのはどんな部会、委員会でもいると思いますので、それは委員として委嘱する以外にですね、必要なアドバイス若しくは知識人として、別途委嘱するという事は十分可能だと思います。そういったことをですね是非やりながら、これからの委員会運営をやっていく方が、より効果的ではないかなというふうに考えて提案しているところでございますので、ただ、担当職員が会議に参加をして、行政が目的、あるいは目指すところに誘引するような会議というのは、今非常に不評でございますから、そういったことにならないように、担当職員の関与は必要最

低限となるような、そういったふうな検討も是非していただきたいなど、こんなふうに思います。

それと既存の審議会等を統合するというのは、先ほど申し上げましたけども、全てを統合するという無茶なことを言っているわけではございませんので、任期満了となる審議会等から順次、できるものからやっていると、そういうことをすると大きな混乱も生じないし、そういったことが理解されるのではないかというふうに思いますが、あらためて町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、アドバイスも含めて問題提起いただきましたので、そういうことも含めて検討してまいりたいなと思っております。いずれにしても、仕事を持たれている方と、もう既に仕事から離れてリタイアされている方とおしまして、この時間的な問題もいろいろありますので、委員を受けていただくそういう環境をどうやってつくっていくかというのが非常に大事だと思いますので、それも含めてですね、これから協議をしてみたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 是非そういう検討はしていただきたいと思いますが、最後に質問させてもらいます。

町長は行政執行の重点施策として、町民が主役のまちづくりを掲げております。見直しと検証を進めようとしている、いわゆる自治基本条例に基づいて、町民の皆様に分かりやすい情報の提供と共有を進めるとともに、町民の行政への参加を一層推進すると、このように執行方針で述べておりますが、さらに自身の公約の中でも、住民との会話を大切にしていって、地域課題や問題の解決策など意見交換の場を設け、多くの意見を引き出したいと、このように明確に公約にうたっております。したがって、各種審議会における審議が効果的で参加、出席、発言することに意義を見出すため、審議会等の在り方について見直しすることもその第一歩だというふうに私は感じております。そういった意味では、現在もなお、そのハードルが高く困難だという考え方に変わりがないか、再度町長のお考えを聞いて、一点目の質問は終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先ほど一般質問の中でも、懇談会というのを十数年振りにスタートさせて、住民の意見、あるいはまた地域課題がしっかりと表にでるような、そういう取組をさせていただいておりますが、それも含めてですね、審議会等にも私自身も参加できる、最初の挨拶だけというのがどうしても多くて、逆に首長が邪魔なときもあるんですけども、たまにはオブザーバーとして少し意見を聞ける、そういう審議会もちょっといいかなと思ったりしています。

実は、道のいろんな審議会をずっと経験してきた中でも、そういうような取組をされてきたこともありますので、そういうのも思い起こしながらですね進めさせていただければと思っています。さらに、各部会や小委員会をつくった時に、実はキーワードをつくって、そして横断的に取組をするというやり方も…これは北海道庁の計画の中でかなり数年にわたってやったことがあります、こういうような事例もですねいろいろと参考にしながら、今後の審議会の在り方、あるいは住民との意見交換の仕方というのをいろいろ模索してまいりたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） それでは、次に、指定管理者制度運用と点検評価についてお伺いいたします。

指定管理者制度というのは、御承知のとおり、住民の福祉の増進をするということが目的の第一歩でありまして、その利用に供するための施設である、いわゆる公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することによりまして、住民サービスの質の向上を図っていくということで施設の設置の目的を効果的に達成すると、これが大前提で、平成15年9月に制度化されました。

下川町におきましても、その制度を導入して既に2回目の契約更新を終えている施設もございます。この制度を導入した以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズの効果的、効率的な対応に努力されておりますが、様々な取組がなされる中で、利用者や住民からの評価等を踏まえ、指定管理者に対する点検と所管課における指定管理者制度が適切に運用されているか、改めて検証する考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 「指定管理者制度運用と点検評価について」の御質問にお答えしたいと思います。

下川町におきましては、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的に、既に多くの施設において指定管理者制度を導入しており、現在、指定管理者による管理を行っている施設は39の施設でございます。

御質問の「指定管理者に対する点検と所管による管理者制度が適切に運用されているか検証する考えはないか」につきましては、指定管理者には、管理業務等の報告を求めるとともに、毎年度終了後、管理する施設の管理業務に関して、事業報告書を提出するよう義務付けているところでございます。また、必要に応じて、所管課において実地調査と必要事項の指示を行うとともに、指定管理者と協議を行うこととしております。

更新の際には、「モニタリングシート」により、利用実績、利用促進に向けた新たな取組等の内容、収支状況、利用者からの要望等を踏まえ、総合評価を実施しているところでございます。

指定管理者選定に当たっては、庁舎内に「指定管理者選定委員会」を設置し、選定の基準に照らし、総合的に検討・判断して候補者の選定を行うこととしております。

このように、指定管理者決定の際、管理業務の報告など、所管課等での検証を進めているところでございますが、町民の皆様の声が反映されるよう今後さらなる検証方法などを検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」として設置されたものでありますので、指定管理者制度による管理によって、住民サービスが低下することがないよう努めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたします。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 最初の答弁をいただきましたけれども、私だけかもしれませんが、この指定管理者制度が適用になる施設というのは、自治法で定める公の施設に限られているというふうに、私は3か年の経過措置を講じて実施するという時期に在職しておりました。ですが、現在はちょっとそういう判断も超えるような施設も指定管理者制度を適用しているのではないかというふうにみられる部分もございます。そういう意味では、この指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度でありまして、全ての公の施設に対して導入するかということではなくて、それぞれ個々の施設の状況を判断して、その町の自主性に委ねられているというふうに思います。

そこで、この公の施設でありながら、未だ指定管理者制度を導入していない施設はあるのか。先ほど答弁の中では指定管理者を適用しているのは39施設と、指定管理者施設は公区会館だけでも13か所、これがあって大変多くなっておりますけれども、予算書の債務負担行為に載っている部分は、指定管理者として支出の伴わないものもあるようで、それを含めると公区会館を含めて25か所でございますが、先ほどの答弁では39施設ですので、この違いは私も質問者として勉強不足かもしれませんが、もう一度調べさせていただきますが、そんなことで、まだ指定管理者制度を適用されていない施設、それと複数の施設の指定管理者となっている業者の実態はあるのかないのか。そのへんについて、もし複数であっても十分適切な管理が可能というふうに考えているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 指定管理施設については、施設数は39でございます。そのうち公区会館は13、それ以外26でございます。

それから、公の施設が重複している場合でしょうか…指定管理が重複している場合の関係だったでしょうか…施設数でしたでしょうか。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 一つの業者が…指定管理者が複数の施設の指定管理を受けている例はありますかという質問です。

○議長（木下一己君） 公の施設で指定管理に出していないものはありますかというのと二つあります。

総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 一事業者で複数の施設を指定管理している例はございます。

例えば公園、それから体育施設を一括管理している場合、そういう場合については、その管理の方法が一番効率的であると。人的にも作業的にも一番効率的という考えで一括の管理をしている場合がございます。

公の施設で指定管理をされていない施設ということですが、例えば、ふるさと交流間、営林署旧庁舎…恵林館、あと施設も全部入ってくると思いますが、総合福祉センターですとか公民館、あと、あけぼの園…福祉施設等あります。そのほか、廃棄物処理場もそうです。そういったところになります。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 具体的にどういう施設がというふうに聞くのが趣旨ではございませんので…結構あるんですね。

それで、もう一点お伺いしたいのは、公の施設というふうに判断する一番分かりやすい例は、その施設を利用することによって生じる使用料を納めるという…これは不特定多数の人が利用するので使用料を納める。しかしその施設を使って処理するということで手数料を納めると。この手数料を納めるというのは公の施設には該当しないというふうに私は考えています。ただ、その判断については、指定管理者制度を導入した町がどう考えているかによって多少変わってくるんでしょうけども、その具体例はあります。ただ、先ほど総務課長の答弁の中で、廃棄物処理施設が公の施設と言われました。今の定義からすると、あそこは使用料ではなくて手数料です。廃棄物処理施設は公の施設ではないというふうに私は建設の時点で道からそういう話…証言をいただいております。一般の人が入って使う施設ではないんです…という意味でお話します。逆にですね、浄水場…これは公の施設なんですよ。水道使用料ですよ。ですからそういったところでの公の施設と公共施設とそのへんの判断が曖昧で、若干…後ほども質問させていただきますけども、判断基準が施設の管理委託料の延長のようにやっているところがあれば、そういう判断に成り立つんです。

先ほど質問してもなかなか答弁できないのはですね、指定管理者の契約担当課というのは総務課で、ところが総務課は現場はもっていないんですよ。現場をもっている方はそれぞれの所管課にいますけども、その方々の答弁を一つ一つ聞いたら、とつても 1 時間じゃ何もできませんので…大変だと思いますので、その分については避けますけども、この後質問を続けさせてもらいます。

ちょっと言いましたけども、指定管理者制度というのは公共サービスの水準を確保するという最も適切なサービス提供者を、私どものような議会の議決を経て指定すると。ここまでは当然ルールどおりですが、それがですね、単なる価格競争になった協定になっていないのかということの恐れがあります。または適切な管理ができるように必要な雇用人員の確保や必要な機械設備が十分委託料等に反映されているのか。そうでなければいわゆる低賃金ですとか、不安定な雇用、いわゆる非正規雇用という言葉になってきますが、こういうことになって、指定管理をしている業者に対するしわ寄せがいかないかという社会的な弊害はないのかどうか。それから、期間中であっても経済情勢によって委託料の積算を変える規定があれば、例えばということで結構です。具体的な例を答弁していただきたいと思います。それで指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直すような、先ほど答弁でもありましたが、事業報告書を提出するよう義務付けられているということでございまして、その指定管理者と協議を行うこととなっていると。個々の指定管理施設について、その具体例を聞くわけにいきませんので省略いたしますが、そういったところでみますと、指定する期間を何年間というふうに全ての施設は期間を統一しているのかどうか。さらにですね、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件の適切な配慮が行われているか定期的にチェックを行っているかということを確認したいと思いますので、もう一度、最初の答弁の一部に関わるかもしれませんが、再度答弁いただければよろしいかと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 申し訳ありません。全ての質問事項にちょっと答えられるかどうか分かりませんが、まず、指定管理の選定の際の委託料の高い安いの関係でございしますが、選定に当たっては8人の委員で、それぞれ点数制にしております。ヒアリング、それから書類審査を受けます。それで70%以上を基準にしております。そのうち、直接価格に対する点数は10点、関係する点数も入れると確か20点…100点のうち20点になります。

それから、雇用の労働条件が整備されているかということだったと思いますが、応募していただく事業計画につきましては、施設の運営体制、それから管理運営に対する組織図等も記載をしていただき、無理のない体制かどうかを確認しております。

また、指定管理者に…候補者に対しましても、応募時に資格審査をさせていただきますので、しっかりとした事業者または団体であるということを確認しておりますので、雇用条件については整備されているものと思います。

あと、料金の変更ということでございますが、その時の時勢で極端な価格変動があった場合に、双方が協議してその変動に対応するようにしております。

契約期間につきましては、当初3年から、その施設の雇用の関係、それから技術的な継承の維持…経験ですか、そういうもの等を勘案しまして、5年に指定期間を延ばしております。今は全部5年です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 十分審査をして、委員 8 人で選定をして、議会の議決を経るために必要な検証をしっかりとしているということでは安心をしましたので、その点については了解をいたしました。

さらに質問を続けますけれども、最初の答弁の中で一点、総合評価を実施しているというふうに町長の答弁がありましたけれども、これは所管課全てに該当しますが、総合評価をしている場合の、例えば、どんなふうになっているのか、記録をどういうふうになっているのか私は分かりませんが、例えば、ある施設によって表としてあるのか、どんなふうになっているか分かりませんが、次回にこの指定管理者制度のことを聞く場合には、総合評価の内容について支障のない限り公表していただきたいと、こんなふうに思います。

質問を続けます。指定管理者制度を活用した場合でもですね、住民の安全確保に十分配慮するというのは当然であります。指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、これは人間的なことですから、先ほどお話ありましたけれども、リスク分担に関する事項、それと損害賠償責任保険等の加入に関する事項等、こういった具体的な事項を盛り込んでいるか。いるならいるで結構です。それから、これについて私が議会にきたときにびっくりしたのは、賠償責任が生じて…指定管理者施設の事故があって、全て町の責任ということに…私もその処理についてはいかななものかといったことがある部分でございますから、これについてはあるなしで答えていただければと思います。

そこで、たまにちょっと現場の方に踏み込んでいただきたいと思います。例えば、パークゴルフ場、これは非常に利用の高い施設で、町外の利用者もこの施設がオープンした当初は道北一円というか近隣では素晴らしい施設だというふうに評価をされて、多くの町外の人にも利用されておりました。しかし、ここ近年、全くこれで利用料を払うというのがいかなものかという評価がされているというのが町外の多くの利用者の話ですし、地元の利用者も同じような意見を持っています。ただ、地元の方は、やはり若干遠慮して、そう大きな声になっていないようですけれども、私もたまに行ってやる時に、町外の方とお話をすると、これでよく 200 円取ってますねという声が聞かれます。そういうことを含めるとですね、せつかく評判の良い、しかも指定管理者施設として本当に有効に活用していると思われるパークゴルフ場の利用について、施設整備をですね十分にする必要はあるんじゃないかと。ですからこれは提案です。実現するかどうか分かりませんが、おそらくですね、ちょっと聞いたら、いろんな施設を指定管理者として持っているんで、手が回らないという話もあります。手が回らないのなら回せばいいということがありますけれども、みんな委託料に反映します。ですから、ああいう特別利用が多くて、町外者の利用が高い評判の良いところは、やっぱりその施設を維持していくためには、既存の協定内容の人員体制でいいのか、必要であればそこに専任の人間が配置できるぐらいのこの委託料の積算をしっかりとやるべきではないかと。5 年間ですから、まだ 31 年まで契約期間あります。

その間、何もしないんでしたら、ますますお客さんは離れていきますから、是非そういったことをしてもらいたいなということで、これは特に返事はいいません。ここでできないという話ではないんで。そういう声が愛好者の中にも非常に高いということを、当然、耳には入っていると思いますが、こういう場所ではっきりと言うことによってです

ね、やっぱり理事者にも教育委員会管理担当の方としてはしっかりと要求していきやすいんでないかという私の応援のつもりで申し上げておりますので、是非考慮していただきたいと思います。

そこで、先ほど言いました損害賠償とかそういった件については、当然のように入っているという判断でよろしいかどうかお伺いします。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 基本協定の中で入っております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 分かりました。そういったことで内容が十分入っていれば、賠償責任は適用にならないことが一番いいんですけども、是非これはですね、契約担当課の判断ではなくて、各所管をしている課の個々の注意義務が十分あると思いますので、是非そのことを認識していただきたいと思います。

質問を続けさせていただきますが、平成15年6月に自治法改正によりまして創設された指定管理者制度は、施行されてからちょうど12年になります。制度創設時は、とりあえず3年間、どんなものかということで経過措置期間がありました。その後、数年間は注目を浴びて、下川町もそうでしたけれども、それぞれ自治体では試行錯誤の中で導入してきたというふうに思っています。しかし、指定も2回目、あるいは3回目を迎えて今日、この指定管理者制度に対する関心や問題意識が低下してきております。そこで、公共施設の管理業務を直営で行うことは少なくなりまして、公の施設の管理などは民間事業者が実施しまして、職員は事業者との折衝や利用者の苦情、要望を担う業務スタイルに変わってきております。その結果、職員のスキル、ノウハウ等が次第に薄れていっているということ。そして職員が委託業務の実施内容、方法等に不案内になってきているんじゃないかということも感じられます。これがいわゆる業務のブラックボックス化とあって、指定管理に任せきりというふうになっているんじゃないかと思いますが、そういった懸念も指摘されておりますが、実際にそういう兆候はそれぞれの施設の所有しているところであるかどうか。どこか1か所、代表してお答えしていただければいいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。数々ございますけども、教育委員会で所管しているものが大変多くございます。そんな中に今お話をいただきました、やはり住民の皆さんからの苦情というものに関しては、私ども耳にすることがあるのが事実です。そんな中で、今回、指定管理者を更新したときには、モニタリング表というものを使いまして、一旦それぞれの評価をしているんですが、それは更新のときやただけですので、一応今後についても毎年度…更新の際にですね、十分目的に沿ったかたちでその指定管理がなされているかどうか、そのへんの確認。また、現状の課題ですとか方向性、こういった

ものをきちっと把握してまいりたいと思っております。本年度におきましても、実際、若干の記録も今ございますけども、5回ほどにわたりまして現場に出向きまして、いろいろと苦情などについての対応等を事業者に対して伝えまして、改善を促したと、お願いしたというような経過もございます。今後もそういったかたちで随時、不都合が出ないようにするのが当然ですけれども、出た場合については即時そういったかたちで対応してまいりたいというふうに考えております。

あと、損害賠償の関係でも以前、近藤議員の方からお話いただきましたけど、そのへんについては契約の中に載っておりますので、そのへんを遵守しながら適切に、あと修繕なども含めまして対応していきたいというふうに考えております。答になったかどうかあれですけども…以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 一番施設管理の多い教育委員会で、あえて私の方から指名するというわけにはいかなかったのが、今の教育長の答弁で理解できますけれども、前回の教育大綱の一般質問のときに教育長はこういうふうに言っていました。施設が委託されて職員がほぼ半減になったと、こういう答弁がありました。これについて町長はそのように考えているのか。昨年直近の人事異動では、1人たしか増員になっています。さらに専門員も2人おります。そういう意味では教育長の額面どおり受け取れませんが、そういった施設管理について町長の方はどんなふうに考えているか、ちょっと…長くなく、短くお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 全体に職員が足りないということで、いろいろと事務事業の負担が掛かっているところもあります。この4月に向けてはそのへんも配慮しながらですね、いろいろ進めてまいりたいと思います。それから、もう一つ、指定管理者制度がスタートして13年目を迎えるわけでもありますけども、実は利用されている住民の皆さんや町外の方も含めて、こういう方々にもいわゆる一つの社会貢献として協力をしていただく、そういうこともいろいろとこれから周知をするというかですね、こういうことも大事なんじゃないかと思っています。例えば、パークゴルフをやられている皆さんにですね、芝の傷んでいるところを何かの活動の一つとしてそこを補修していただく、そういう住民活動というのをも促していきたいなと思っています。これは強制でもありませんし、何でもございませぬけれども、そういうかたちで住民も参加しながら、実は施設をしっかりと守っていくと。

こういうのも指定管理者制度のほかにプラスとして考えていく必要があるんじゃないかなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） だんだん時間がなくなりましたので、最後の質問にいきますが、

その前にですね、今、町長のお答えの中に、例えば、パークゴルフ場で住民の方が直接補修とかそういうもの…実際にパークゴルフ協会の役員の方が出て、何回か自ら…施設の管理している業者と一緒にやっているはずで。そういう意味では仰るとおり、本当にいい傾向にあるんですが、それをよしとしないで、是非立派な管理にしていきたいと思っ

最後の質問に入りますが、民間事業者を指定管理者とすることのメリットとしては、民間業者が得意とする手法を活用することによりまして、いわゆる管理費の軽減、利用料の低料金化、委託料の低減、これがいわれております。ですけれども、この経費縮減とサービスの向上が導入効果だといわれておりますが、誰が見てもですね、これは両立は相反するもので、非常に困難だというふうに理解しております。そこで、指定管理者おまかせ主義ということで、指定管理者の自由度が一人歩きをして…というこの表現は悪いんですけども、指定管理者の意向でなんでもやるということではなくて、このへんは公の施設の目的である公共性を失っていないか検証する必要があると思います。例えば、フレペになん

だかがもう設置しているの…果たして設置者の許可を得ているのか。総合グラウンドに木造の決して見栄えのよくない車庫的なものが建っている…あれも施設管理者の許可を得ているのか。そういったことが十分に行われているかということも含めた意味でございます。最後に言いますけれども、先ほど私、指定管理者おまかせ主義と言いましたけれども、これは私の言葉ではなくて、実は町長が公約の中で言っています…このように。公共施設の管理において、指定管理者に一任することなく、施設の有効利用の指導を徹底し、利用者へのサービスの向上を図ると。この公約を自ら言って、この公約を達成するためには、町長は指定管理者制度というのを継続して導入することに関して、本腰を入れて検証する、あるいは改善するということを考えていないかどうか。その答弁をいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 既に担当課、あるいはまた教育長からも答弁させていただきましたけれども、いろいろとモニタリングをしながらやっているところでありますが、さらに施設ごとにそれぞれ特徴が違いますので、チェックリストが必要なんではないかということを考えています。そういうチェックリストをしっかりとつくることによって、今までの一つ一つのものを確認していくことができる。そこで不備があるものを改善する指導をしていくという、こういう方法も、どういうかたちがいいのかというのはこれから庁舎内で協議をしてまいりたいと思います。また、今一つ危惧しているのは、公募したときに応募者がいないということが一番危惧しているところでありまして、競争の原理が実は公募の中にあるわけなんですけれども、そこで複数の応募者がいないところに非常に今、下川の現状があるのではないかと。その背景には担い手がないとかですね、事業者の意欲がないとか、こういうところがあります。そういうところも、現状をもう少しどういう具合にすると、そういう応募される方が増えるような、新規の事業者ができるかどうかという、こういうところも少し研究する必要があるのではないかと考えていますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 最後と言って申し訳ないんですが、思いつきのようで申し訳ないんですが、町のこれから出来上がる施設についても、例えば、まちおこしセンター…ここも近い将来、完成後そう遠くない将来に指定管理者制度が導入されるかもしれませんけども、これに関して提案なんです。方式等については、入居者が当然のように指定管理するということはありませんというふうに思っています。結果的にはそうなっても。ですが、一の橋のコミュニティセンター運営委員会に、関係者によって運営委員会を設置して、そこに指定管理を委託すると、こういう制度だってあろうかと思えます。是非そのことで検討していただくことによって、未だ入居者の決まらないまちおこしセンターの今後の管理運営について、条例提案までしっかりと煮詰めていただければ、非常に町長が本腰を入れてやったというふうに評価をさせていただきたいと思えます。

○議長（木下一己君） これで近藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ここで、16 時まで休憩といたします。

休 憩 午後 3 時 4 6 分

再 開 午後 3 時 5 9 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 2 議案第 1 号「下川町行政不服審査会条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けました、議案第 1 号 下川町行政不服審査会条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、公平性・使いやすさの向上などの観点から、「行政不服審査法」の全部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日からの施行に伴い、条例を制定しようとするものです。

主な条文内容は、第 1 条で行政不服審査会の設置。第 3 条で審査会の委員 5 名以内。第 4 条で審査会委員の委嘱。第 5 条で審査会の会長。第 6 条で過半数以上の出席での開催などの会議。第 7 条で守秘義務。

附則では、平成 28 年 4 月 1 日からの施行日を規定するものです。

担当課長などからの説明の下に審査を行いました。

委員から、「審査会委員5名以内となっているが、5名とすべきではないか。」との意見があり、これに対して、「委員会は事件ごとに設置する。事件の性格によって員数を決定したい。」との答弁がありました。

審査会委員については、法の趣旨を踏まえ、公正な判断を行うため、十分な員数を確保する必要があります。

以上、当委員会の審査の結果、審査請求に係る公正の確保と透明性の向上をさらに推進されるものであることから、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第2号「下川町民間賃貸住宅建設促進条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第2号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、民間の活力をいかした賃貸住宅の供給を促進し、定住の促進、地域材の利用拡大、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図るため、条例を制定しようとするものです。

主な条文内容は、第1条で目的。第2条で定義。第3条から第6条で補助対象者、事業、経費、基準。第7条、第8条、第11条、第12条で補助金の申請、決定、交付、取消及び返還を規定するものです。

担当課長などからの説明の下に審査を行いました。

委員から、「建設地の規制、土地利用の計画性について」の質問に対して、「建設地を制限するのは難しい。土地の斡旋、貸付などの要望がある。今後、仮設工事事務所で使用している用地などを含め、住宅対策を検討していきたい。」との答弁がありました。

また、「施工する資格登録業者の経営者が町民であることとなっているが、町外在住者が経営者である会社もあり、支障を来さないか。」との質問に対して、「特に支障はないと思う。」との答弁がありました。

本条例は、3年間に集中した支援を行うため、3年間の時限措置とするもので、3年間3棟補助金6,000万円を予定しているものです。

こうした審査後、町長から、「下川町議会会議規則」第20条の2の規定により、議案の訂正の申し出があり、本会議において承認されました。

訂正内容は、資格登録業者の資格要件として「代表権を有する経営者が町民である」と定義した場合、一部の事業者が要件を満たせない状況となることから、「町内で事業を営む個人事業者又は町内に本社を有する法人」とするものです。

担当課長からは、「町内の幅広い業者に参加してもらいたい。代表権を有する経営者が町外在住者の業者は、2社である。」との説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、賃貸住宅の供給を促進し、定住の促進等、地域経済の活性化が図られることから、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第4 議案第3号「下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第3号 下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、民間の生活環境の保全、公衆衛生の向上などを図るため、条例を制定しようとするものです。

主な条文内容は、第1条で目的。第2条で定義。第3条と第5条から第7条、第9条、第10条で補助対象者、経費及び補助金の額、申請、決定、交付、取消及び返還を規定するものです。

担当課長から、「昨年の8月にパブリックコメントを募集し、平成27年第3回定例会において条例提案する予定で進めていたが、設置希望者がいなかったため本定例会の提案となった。個別排水が普及しているのもそれほど制度活用者はいないと思う。」との説明がありました。

また、「下水道処理区域等以外の合併処理浄化槽施設については、公共下水道と同じように快適で衛生的な生活環境が確保できるよう、下川町個別排水処理施設設置条例…本議会において条例廃止が議決されているものですが…これに基づき、平成9年度から平成18年度までの10年計画で、地方単独事業として過疎債、下水道事業債及び受益者分担金により町の施設として整備してきた。こうした中、支援制度がなくなったことなどから、

この個別排水設置条例では設置支援ができない旨、パンフレットや広報誌などを通して町民への周知を行い、町民の理解を得てきた。平成19年度以降についての支援策を検討していくことなどから、条例は廃止をしなかった。」との説明を受けました。

こうした状況下にあつて、平成19年度以降、7件の方々が個人負担で浄化槽整備を行ってきています。

こうした経過、実情を踏まえ、当委員会として次の意見を付すものであります。

個別排水処理施設設置条例が廃止されていない中にあつて、「町民への周知を行い、町民の理解を得てきた」とはいえ、明文化している規定などはなく、運用による取扱いは適正を欠くものであると解する。また、提案されている本条例の趣旨からしても、7件の方々は独自で生活環境の保全と公衆衛生の向上を先行して行ったと解することができる。よつて、公平性などの観点からも、先行整備を行った町民に対しての支援制度を設けること。

以上意見を付し、住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上などが図られることから、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第4号「下川町情報公開条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第4号 下川町情報公開条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、公平性・使いやすさの向上などの観点から、「行政不服審査法」の全部が改正され、平成28年4月1日からの施行に伴い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を推進するため、「下川町情報公開条例」及び「下川町個別情報保護条例」の関係する文言等について、所要の改正を行おうとするものです。

いずれも、改正「行政不服審査法」による行政不服審査会への諮問を、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」には適用しない規定を入れるもの及び関連する文言の修正等であります。

以上、当委員会の審査の結果、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第6 議案第5号「下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第5号 下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、「行政不服審査法」及び「行政不服審査法施行令」の改正に伴い、関係する条項について所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、審査申出書、書面審理及び審査決定書に係る記載事項の規定等についての改正であります。

以上、当委員会の審査の結果、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 5 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 7 議案第 8 号「下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第 8 号 下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、住宅に関する総合的な支援制度として施行している「下川町快適住まいづくり促進条例」が平成 27 年度をもって時限を迎えるため、地域社会の変化や地域の経済状況などを踏まえ、所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、時限を 4 年間延長し、町外者が住宅新築する場合交付していた商品券を廃止する。賃貸住宅の改修支援助成を拡充する。自ら居住する住宅と賃貸住宅を区分し、限度額を拡充する。住宅の気密性・断熱性など住宅の性能の確保支援見直しを行い、一部拡充する。住宅の敷地内の緑化整備に対する支援を新設するものです。

委員から、「住宅等の解体・撤去について」、また「緑化支援について」の質問に対して、「解体と撤去が一体でなくても認めている。」、「樹木、芝などの整備を想定している。できるだけ幅広く支援したい。」との答弁がありました。

委員から、「環境負荷の低減施策の一方で、低所得の高齢者には福祉灯油の購入支援を行い、町全体の環境負荷の視点で見るとCO₂の負荷がかかっている。省エネは住む人、住んでいる人にメリットがなければならぬ。除雪負担が軽減されることも含めて取り組む必要がある。」との意見がありました。

また、担当課長からは、「4 年の時限措置期間に 1 億円の補助金支出を予定している。時限措置を 4 年間としたのは、町長任期の次年度までの期間とすることによって、支援の継続性が保たれる。」との説明がありました。

こうした審査後、町長から、「下川町議会会議規則」第 20 条の 2 の規定により、議案訂正の申し出があり、本会議において承認されました。

訂正内容は、資格登録事業者の資格要件として「代表権を有する経営者が町民である」

と定義した場合、一部の事業者が要件を満たせない状況となることから、「町内で事業を営む個人事業者又は町内に本社を有する法人」とするものです。

担当課長からは、「町内の幅広い業者に参加してもらいたい。代表権を有する経営者が町外者の業者は、2社である。」との説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、地域社会の変化等を踏まえ、快適な住まいづくりが図られることから、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第9号「下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第9号 下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、下川町の林業・林産業のさらなる発展と事業者の経営安定化、経営基盤の強化を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、私有林整備事業のうち森林所有者が実施する作業路整備を新たに補助対象事業に加える。時限措置として、平成27年度で終了する林業・林産業振興事業の施設、機械、設備、の支援限度額5,000万円を、経営規模…正規雇用労働者でございますが…に応じて限度額を見直し、本事業は4年間の時限措置とするものです。

内容は、当該事業費の2分の1以内で補助するもので、正規雇用労働者30人以上の場合、事業者通算限度額は5,000万円、10人以上30人未満は4,000万円、10人未満は3,000万円となっています。

委員から、「下川の現状からして正規雇用労働者を規定するのは妥当か。補助対象者が不明瞭でないか。」との質問に対して、「非正規労働者も正規化してほしいとの誘導策でもある。木材加工に係る事業者であれば該当する。」との答弁がありました。

以上、当委員会の審査の結果、林業・林産業のさらなる発展等が図られることから、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第9 議案第10号「下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第10号 下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、経済の不況、消費低迷など厳しい社会情勢の中で、中小企業の振興を図るため所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、店舗の小規模改修、店舗等の解体、就労環境の整備に対する支援策の新設。人材育成のための町外研修。空き店舗活用支援の拡充。事業承継支援の対象の一部見直しです。

委員から、「事業承継で同一法人内役員交代除外と店舗解体支援の経緯は。」との質問に対して、「明確な規定がなかった。今後活用できない空き店舗は解体に踏み切っていただくことを誘導したい。」との答弁があり、また、「補助対象者を中小企業者に限定しているのか。」に対しては、「中小企業者を対象にしている。町内で経済活動を行う個人、団体においても独自支援は考えていかなければならない。体制整備を検討していきたい。」との答弁がありました。

別表について、「体系、文言整理など精査した議案となっていない。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、中小企業の振興等が図られることから、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 10 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 10 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 13 号「下川町個別排水処理施設の管理等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第 13 号 下川町個別排水処理施設の管理等に関する条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、議案第 3 号「下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例」の提案に伴い、受益者分担金のほか、個別排水処理施設へ接続するための水洗便所等改造資金に係る融資及び補助を廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。

委員から、「下水道処理区域等以外の合併処理浄化施設については、平成 19 年度以降、支援制度がなくなったことなどから、町が設置しないのであれば、本来、個別排水処理施設設置条例…本議会において廃止しておりますが…を廃止すべきである。また、個別排水処理施設設置条例改正または新たな支援制度を設け、個人が整備する合併処理浄化槽設置に対して支援すべきであった。単独で設置した 7 件の方々へ遡及して支援ができなかったのか。」との質問に対して、「平成 19 年度以降、財政の支援制度がなくなったことなどから、個別排水設置条例では設置支援ができない旨、町民への周知を行い、町民の理解を得てきた。平成 19 年度以降については、次の支援策を検討していくことなどから、条例廃

止をしなかった。遡及して支援することはできないと思う。」との答弁がありました。

また、「公平性などの観点から支援できる制度設計を行う必要があるのではないか。」との質問に対して、「理事者と相談して、今後、支援できる方法を検討していきたい。」との答弁がありました。

以上、当委員会の審査の結果、総務産業常任委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 13 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、3月25日、午後3時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、3月25日、午後3時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時36分 散会